

官報

号 外
国会会議録

令和 七 年 三 月 三 十 一 日

○第二百十七回 衆議院会議録 第十三号

令和七年三月三十一日(月曜日)

令和七年三月三十一日

午後四時三十分 本会議

○今日の会議に付した案件
令和七年度一般会計予算(参議院回付)

午後四時三十二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

○議長(額賀福志郎君) お諮りいたします。

参議院から、令和七年度一般会計予算が回付されました。この際、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

令和七年度一般会計予算(参議院回付)

○議長(額賀福志郎君) 令和七年度一般会計予算の参議院回付案を議題といたします。

令和七年度一般会計予算の参議院回付案

(本号末尾に掲載)

○議長(額賀福志郎君) 質疑の通告があります。順次これを許します。大西健介君。

(大西健介君登壇)

○大西健介君 立憲民主党の大西健介です。

参議院での予算案の再修正は、高額療養費引上げ凍結に伴い百五億円を増額し、その分、予備費を減額する内容となっており、高額療養費の見直し及び予備費を活用した我々の修正案に関連して、会派を代表し、質問いたします。(拍手)

参議院で修正された予算案が衆議院に回付をされるのは憲政史上初のことであり、この本会議を開かなければならなくなったのは、首相が、がんや難病の患者の声や我々の度重なる提案に耳をかさず、高額療養費の引上げ凍結の決断が遅れたためであります。

我々の提案どおりになったことは多々ありますが、凍結決断の理由は、患者の方々の命が大切というよりは、参議院選挙に不利になるという低次元の理由であり、衆院通過から僅か三日後の方針転換には、衆議院での審議は何だったのかと憤りを禁じ得ません。

冒頭、当事者の皆さんに不安を与えたこと及び国会審議を混乱させたことについて、改めて首相の反省の弁を求めます。

秋までに改めて方針を検討することになっていますが、このままでは再び不適切なプロセスによって、同じように自己負担大幅引上げの結論が出されることが懸念されます。

首相は、患者の方々の御納得がいただけない限り、これはやってはならないと答弁しています。そのためには、審議会に正式な委員として患者団体に加わっていただくことが必須と考えますが、いかがですか。

また、高額療養費制度の再検討のプロセスでは、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の生活実態に関する調査を行うべきと考えますが、いかがですか。

さらに、当初の案と同様に、医療費の給付費を年五千三百億円抑制することを前提に再検討が行われれば、今回と同様な結論が出るおそれがありますが、その前提を変えないのか、首相の明確な答弁を求めます。

高額療養費の方針転換は参議院での審議中のことでありましたが、首相が予算成立後に強力な物価高対策を打ち出す考えを示したのには腰を抜かしました。今審議している予算は物価高対策には

無力であると明白しているのに等しく、物価高対策を待ちわびている国民をばかにしていると同時に、立法府を軽視するものと言わざるを得ません。

我々は、安住予算委員長の下で、初の試みとなる省庁別審査を通じて厳しい行政監視を行い、無駄遣いや積み過ぎ基金の削減など、財源捻出に全力で取り組み、責任政党として、三・八兆円の予算を確保し、修正案を提出しました。しかし、政府・与党には、無駄削減に取り組む行政監視の姿勢は全く見られませんでした。

高額療養費の引上げ凍結も、予備費を使わず、我々の示した無駄な予算を活用すればできたはずなのに、なぜそれを行わなかったのか、首相の明確な答弁を求めます。

我々の修正案では、無駄な予算や予備費を物価高対策に回すことで、四月からガソリン減税を行うことにしています。現在のガソリン価格は、本来トリガー条項が発動される水準であり、私たちが示した財源を使えば、四月からリッター当たり二十五・一円の暫定税率を廃止し、ガソリン減税を実施することは可能です。ないの財源ではなくて、やる気と本気です。

国民は、今ガソリン高に苦しんでいるのであって、一年後では遅いのです。強力な物価高対策が必要と言うのであれば、四月に間に合わなくても、新たな物価高対策の中で、令和七年度のできるだけ早い時期に暫定税率を廃止し、ガソリン減税を行うべきです。

我々は、四月からガソリン減税を実施する法案を国民民主党と共同で提出しましたが、否決されました。ところが、自民、公明、維新は、先日、ガソリン税の暫定税率廃止をめぐる協議を行い、維新は、今年の夏をめどに暫定税率を廃止すべきと主張しました。

野党は一致をしています。ガソリン減税にブレーキをかけているのは、自民、公明の与党では

ありませんか。我々は、各党に呼びかけ、改めて、夏までにガソリン減税、暫定税率廃止を実現する議員立法を提出する予定です。野党が賛成すれば、衆議院ではガソリン減税法案は可決をされます。総理、ガソリン減税法案に賛成していただけないでしょうか。我々は、ガソリン減税法案が成立しない場合には、参議院選挙の争点とし、何としても実現をする決意ですが、いかがですか。

国民は、ガソリン価格高騰に加え、食品が高いのにも困っています。米の値段は去年のほぼ倍になっており、野菜も卵も高くて、消費支出に占める食費の割合を示すエンゲル係数は四十三年ぶりの高水準となっています。

政府が放出した備蓄米がようやく店頭に並び始めましたが、米相場全体の過熱を抑え込むには難しいとの見方があります。また、高値の原因は、農水省の言う流通の目詰まりではなく、統計上の収穫量などが実態と乖離しているためで、米は足りていないとの専門家の見方がありますが、いかがですか。

予備費も活用し、もっと強力な食品値上げへの対策を行うべきではないですか。いかがですか。予算案が衆議院を通過する前夜、公邸での会食に参加した自民党の新人議員十五人に十萬円の商品券が配られたことが明らかになりました。命が懸かっている高額療養費の引上げでは百五億円を出し惜しむ一方で、新人議員には気前よく商品券を配る感覚が信じられません。

自民党政治は、GNP、義理と人情とプレゼントと言われるように、商品券を渡すことは当たり前の文化となっていた可能性が高いと思います。歴代政権でも慣行になっていたのか、調査を行うべきと考えますが、いかがですか。

政策活動費とか裏金とか、領収書の要らない金を子分や地方議員にはらまいているから、政治にはお金がかかるのではないのでしょうか。

その政治と金の問題に関し、企業・団体献金規制について、三月末までに結論を出すことになっ

ていまして、立憲や維新など野党五党派が提出した企業・団体献金禁止法案が一部の野党の賛同を得られていないのは残念です。裏金問題に端を発した政治不信は頂点に達しており、先送りは許されません。

年金改革も先送りは許されません。年金制度改革関連法案の国会提出が遅れています。就職氷河期世代の低年金を底上げする法案であり、就職氷河期世代への支援は、予備費を使っても行うべき喫緊の課題です。

重要広範議案に指定された法案が提出されなかったことは過去に例がありません。夏の参院選への影響を懸念し、批判をかわす意図があるとすれば、無責任極まりなく、低年金の就職氷河期世代を放置することは許されません。就職氷河期世代の低年金を底上げするという年金改革の方向性には我々も賛成であり、選挙を控えているからこそ、国会で十分な審議時間を確保して議論することが必要と考えますが、いかがですか。

冒頭申し上げましたとおり、参議院で修正された予算案が衆議院に回付されたのは、憲政史上初めてのことであります。それは首相が途中でふれたからです。首相がもっと早く我々の提案を受け入れる決断をしていれば、こんなことにはならなかったはずですが。

石破政権は、少数与党という状況をいまだ理解していないのではないのでしょうか。野党の意見を聞き入れて協力を求める謙虚さと決断力を失った石破政権の政権担当能力に疑問符をつけざるを得ないということを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)
〔内閣総理大臣石破茂君登壇〕

○内閣総理大臣(石破茂君) 大西健介議員の御質問にお答えを申し上げます。

高額療養費制度の見直しについてお尋ねがありました。今回の見直しは、高額療養費が医療費全体の倍

のスピードで増大する中、保険料負担を抑制するとともに、制度の持続可能性を高めるためのものであります。国会における議論や、患者団体の皆様から、検討プロセスに丁寧さを欠いたとの御指摘をいただいたことを政府として重く受け止め、全体として実施を見合わせることにいたしましたのであります。

この過程において、患者の皆様方に御不安を与えたこと、また、予算が衆議院を通過した後に再度修正することになったという経緯につきましては、改めて大変申し訳ないという思いであります。

今後、改めて秋までに検討し、決定することとしておりますが、その際には、患者の方々のお話を十分伺うとともに、保険料を負担する被保険者の皆様方からの御意見も拝聴し、御理解をいただくべく最善を尽くしてまいります。

高額療養費制度の見直しの再検討プロセスについてのお尋ねでございます。

高額療養費制度の見直しにつきましては、今後、改めて秋までに検討し、決定することとしておりますが、患者団体を始めた関係者の皆様方からどのような形で御意見を伺うかや、患者の就労、生活実態を踏まえたデータ分析については、改めて厚生労働省において検討を行い、丁寧な議論を進めていくこととしております。なお、高額療養費制度の見直しについては、五千三百億円の給付費削減を前提として検討を行っているものではございません。

予算修正の財源についてのお尋ねであります。国会において御党の予算修正案も真摯に議論が行われ、そうした議論も踏まえ、基金の返納金や予備費の減額などが盛り込まれたものであります。

今御審議いただいております再修正案では、高額療養費の見直し全体の実施を見合わせるという決断を踏まえ、社会保障関係費の増額と同額の予

備費の減額が計上されておりますが、一時的な財源とはいえ、予備費の減額による財源の確保につきましては、取り得る方策と承知をいたしております。

いわゆるガソリンの暫定税率の廃止についてのお尋ねであります。

その廃止に当たりましては、受益者負担、原因者負担の考え方を踏まえたインフラ整備や維持管理費等の負担の在り方、国、地方を合わせ約一・五兆円の恒久的な税収減に対応するための安定的な財源の確保、現在の税収を前提に新年度予算の執行を予定している各自治体への影響などの課題を解決していく必要がございます。

現時点で国会に提出されていない法案について、仮定の質問へのコメントは差し控えますが、昨年十二月の自民、公明、国民民主の三党の幹事長間合意を踏まえ、こうした課題の解決策や具体的な実施方法等について、引き続き、政党間で真摯な協議が続けられるものと承知をいたしております。

米を含む食料品値上げへの対策についてであります。

備蓄米の売渡しについては、消費者の皆様方への安定的な供給を通じて、上昇した米価が落ち着くことを期待しております。先週、第二回の入札を終えましたが、必要ならば、ちゅうちょなく更なる対応を行います。米の収穫量については、調査圃場を選定して統計的な標本調査を行っておりますが、引き続き、精度の向上に努めてまいります。

食料品の値上げへの対策としては、物価上昇に負けない賃上げの実現に向け、日本全体で賃金がかかる環境をつくっていくことが基本であると考えております。その上で、令和六年度補正予算で措置した物価対策に対応する重点支援交付金等の施策を迅速かつ効果的に実施するとともに、令和七年度予算案や税制改正法案を成立させていた

き、これらに盛り込まれた所得税の減税や高校無償化の先行措置など、物価対策に資する措置を実施してまいります。

歴代政権における商品券配付の慣行の有無についてであります。

少なくとも、私が自民党総裁、内閣総理大臣になった際、商品券の配付に関する申し渡しは受けておらず、私自身、御指摘のような慣行が存在していたとは認識しておりません。

過去の内閣総理大臣が商品券を配付していたか否かは承知しておりませんが、具体的な根拠に基づいて何らかの違法行為の指摘がなされているわけでもなく、個々の政治家の一つ一つの行為について調査を行うことは考えておりません。

年金改正法案についてであります。

次期年金制度改正につきましては、昨年七月に公表した財政検証の結果を踏まえ、厚生労働省におきまして、働き方に中立的な制度の構築や高齢期の所得保障、再分配機能の強化といった観点から検討及び調整を進めておりますが、その調整に時間を要しておるもの、このように承知をいたしております。

今国会への法案提出に向け、党内の調整を急いで進めるよう、党に対しまして改めて指示をしており、国会での審議に資するよう、できる限り早期に法案を提出すべく、引き続き努力を重ねてまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 阿部司君。

(阿部司君登壇)

○阿部司君 日本維新の会、阿部司です。(拍手)

本日は、議題に沿って、令和七年度一般会計予算案回付案について質問いたしますが、その前に、国民の関心が高い政治と金の問題について触れざるを得ません。

衆議院で予算が通過した直後に発覚した商品券問題は、国民の政治不信を更に高めるものでし

た。

総理は、商品券を渡したことについて、政治活動ではないと説明されておりますが、この説明には疑問を持たざるを得ません。政治活動か否かは、主観的判断ではなく、客観的な基準で判断されるべきではないでしょうか。自民党総裁という政治的地位にある方が、党所属の国会議員へ金銭的価値のあるものを提供する行為が政治活動でないとするれば、政治資金規正法の意義そのものが問われることとなります。

そもそも、政治活動の判断基準は、誰がどのように決めるべきものとお考えでしょうか。総理の御見解をお伺いいたします。

総理は、商品券問題について、違法性はないと説明されておりますが、昨年の自民党政治資金問題を受けた国会での議論は、疑惑を持たれた政治家は政治倫理審査会で進んで説明責任を果たすとの認識が共有されました。総理自らが進んで政倫審に出席し、説明すべきと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、今回の商品券の原資について、総理はポケットマネーであることを強調されておりますが、官房機密費が使われたという疑念は拭きません。これは、官房機密費の使途が不透明であることにも一因があります。現在、官房機密費の使途は全く公開されておらず、国民の監視の目が届かないからであります。

我が国の民主主義を健全に機能させるためには、政治と金の透明性を高めることが不可欠です。せめて三十年後には官房機密費の使途を公開するような制度改革を行うべきと考えますが、総理の御見解をお伺いいたします。

次に、回付のありました高額療養費制度見直しについて質問いたします。

本来、医療制度改革においては、命に関わる医療の核を守りつつ、社会保険料を下げて現役世代の生活も守ること、そして、年齢に関係なく、全ての国民に公平な医療制度とすることを目指すべ

きであり、我が党は、こうした哲学を持ち、国民医療費の総額を四兆円削減し、現役世代一人当たりの社会保険料負担を年間六万円引き下げる改革をするべきと考えております。

総理は、前提として、この二つの哲学に同意されますか。また、政府の高額療養費制度見直しがこうした哲学に基づいていなかったことが、今回の混乱を招いたのではないのでしょうか。総理の御見解をお伺いいたします。

高額療養費制度の見直しについては、我が党も、予算委員会において、池下卓議員、金村龍那議員、三木圭恵議員らが、制度の持続可能性や負担の在り方の観点から、今回の政府の当初案について、撤回を含めて厳しく問いただしていただくところであります。

報道によれば、衆議院での予算審議の段階で既に負担上限額の見直しの再考が検討されていたにもかかわらず、参議院審議まで方針転換の決断が持ち越されました。重要政策の判断がこのように二転三転する状況は、総理のリーダーシップや政策決定の透明性に疑問を投げかけるものであります。

重要政策の判断がこのように二転三転する状況は、総理の政権運営における意思決定体制に重大な欠陥があることを示していると思いませんか。今後このような混乱を繰り返さないための改善策と併せて見解をお伺いします。

我が党の猪瀬議員が参議院で指摘したように、高額療養費制度には六十九歳の壁という年齢による格差が存在します。同じ年収の方でも、六十九歳までは窓口負担が三万五千四百円又は五万七千六百円なのに対し、七十歳以上は外来特例で八千円か一万八千円となります。猪瀬議員は、年齢で線を引く理由は何かと質問し、同じ年収の人がなぜ違うのかという不公平を指摘しました。

四十七兆円の医療費総額の中で、こうした世代間格差を解消する改革こそが必要だったのではな

いでしょうか。総理のお考えをお伺いいたします。

高額療養費制度については、経営・管理ビザを取得した外国人が日本の高額療養費制度を利用するという、いわゆる医療ツーリズムの問題も報道されております。近年、外国人の医療費負担額は増加の一途をたどり、特に透析やがん治療、特殊薬の使用など、特定の病気において外国人患者の割合が急増しているとの指摘もあります。

まずは、こうした実態を政府として調査、公表し、医療制度の公平性を確保するための対策を講じるべきと考えますが、総理のお考えをお伺いたします。

関連して、社会保障制度改革について伺います。

我が党は、社会保険料の負担軽減を最優先課題と位置づけ、年間四兆円の医療費削減と、一人当たり六万円の保険料軽減を目指す具体的な提案を掲げております。既に二回開催された自民、公明、維新の三党による政策協議体でも、我が党のこの目標は共有され、議論が進んでいるところであります。

であれば、我々が掲げる四兆円削減、六万円軽減という数値目標について、政府としても共有されていると考えてよろしいでしょうか。総理に改めて確認いたします。

こうした改革を進めるには、既得権益との対峙も不可避です。特に医療分野においては、日本医師会との関係がこれまで幾度となく制度改革の足かせとなってきました。実際、令和四年には、日本医師連盟などから自民党所属議員への政治献金、パーティー券購入額が約六・一億円に上ったと言われております。国民の目には、こうした金銭の授受が、既得権益の維持と引換えに改革が遅れていると映ってしまうのではないのでしょうか。

今こそ、政権与党が率先して姿勢を正すべきです。医師会等からの献金を今後は辞退する、

こうした改革への強いメッセージを、総理・総裁として打ち出すお考えはありませんか。率直な見解を伺います。

また、医療費の適正化に向けて、我が党は、市販薬と同等の効能やリスクでありながら処方が必要とされる医薬品、いわゆるOTC類似薬について、公的保険の適用を見直すことを提案しています。国民が日常的に使う薬の中には、本来、市販薬として対応できるものも少なくありません。セルフメディケーションの推進を掲げる政府の方針とも整合的であり、医療費抑制の有効な手段です。

しかし、現在、薬機法改正の議論の中で、OTC類似薬への規制強化が検討されているとも伺っております。これは、医療費の抑制や社会保険料負担の軽減を目指す方向性と明らかに矛盾しているのではないのでしょうか。OTC類似薬の在り方と併せて、総理の見解を伺います。

最後に、物価高対策について伺います。

新年度予算成立後に強力な物価高対策を講じると報道され、後に総理は陳謝されましたが、選挙前のばらまきではないかという疑念はいまだに拭えません。

これまでも、政府の物価高対策は、補助金頼みで場当たりの対応に終始し、特に高齢者世帯に偏った支援が続いてきました。その一方で、現役世代や子育て世帯には十分な効果が届いておりません。今必要なのは、補助金頼みではなく、歳出改革とセツトでの減税、そして社会保障制度改革を通じて可処分所得の底上げであります。

そこで、総理に伺います。

今夏の参議院選挙前に、物価高対策と称して、補助金を中心とするばらまきの施策を決定することはないと、この場で明言していただけませんか。

そして、そうした問題意識を総理がお持ちであるのであれば、今こそ、ガソリン価格の問題に踏み込むべきではないでしょうか。長引くガソリン

価格の高騰が、家庭、物流、公共交通など、国民生活全体に深刻な影響を及ぼしております。補助金ではなく、構造的に負担を軽減する減税こそが、持続的かつ公正な物価高対策であります。

速やかに物価高対策を行うべきという問題意識を総理がお持ちなのであれば、今年の夏までにガソリンの暫定税率を廃止するべきではありませんか。御決断を求め、私からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣石破茂君登壇)

○内閣総理大臣(石破茂君) 阿部司議員の御質問にお答えをいたします。

政治活動についてのお尋ねであります。政治資金規正法には政治活動の定義はありませんが、一般的には、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為をいうと解されております。

具体的には、例えば、一定の政治社会体制を採用することについて支持し、又は反対するような体制選択的活動や、国及び地方公共団体の具体的な施策を支持し、又は反対するような政策選択的活動などが政治活動に当たるものと考えられます。

個別の行為が政治活動に当たるか否かにつきましては、具体的な事実関係に即して、まずは当事者である政治家個人個人において判断すべきものと考えております。

商品券の配付と政治倫理審査会への出席についてであります。

この度の商品券の配付につきましては、会見を通じて国民の皆様様に繰り返し説明を行うとともに、参議院予算委員会でも、全国民を代表する国会議員の皆様からの御質問に真摯にお答えするなど、できる限りの説明を行っておるところでございます。

本件は法律に何ら抵触するものではなく、収支

報告書の不記載事案とは性質が異なるものであります。国民の皆様方の感覚からかけ離れているなど、様々な御批判、御指摘を真摯に受け止め、猛省をいたしておるところでございます。

引き続き、様々な機会を通じ、誠心誠意説明を尽くし、国民の皆様様の御理解が得られますよう更なる努力をいたしてまいります。

内閣官房報償費の使途の公開についてであります。

御指摘の商品券につきましては、会食のお土産代わりに、御本人、その御家族へのねぎらいなどの観点から、私費で用意したものでございまして、官房報償費から支出したものではありません。

内閣官房報償費は、内政、外交を円滑かつ効果的に遂行するため、取扱責任者である内閣官房長官のその都度の判断で、機動的に使用する経費であります。その情報公開に当たりましては、このような報償費の機能の維持に最大限留意する必要があります。

仮に、内閣官房報償費の支払いの相手方や具体的な使途などに関する情報が開示された場合には、内政上、外交上の協力を依頼している関係者等からの信頼が失われ、重要政策等に関する事務の遂行に支障が生ずるおそれがあることも、内閣官房への協力や情報提供などが控えられることとなる結果、今後の内閣官房の活動全般に支障が生ずることもあり得ます。

このため、内閣官房報償費につきましては、その個別具体的な使途に関するお尋ねについてはお答えを差し控えておるところであり、平成三十年一月の最高裁判決におきましても、協力者の特定につながる情報や具体的使途については不開示とすることが認められております。このような現状の取扱いは今後も維持していくべきである、このように考えております。今後とも、国民の不信を招くことがないよう、適切な執行を徹底をいたしてまいります。

医療制度改革の哲学についてのお尋ねです。

医療保険制度を持続可能なものにしていくためには、負担能力に応じた全世代による支え合いの上で、給付の重点化や効率化に取り組むことで、現役世代を中心に負担軽減を図りながら、必要な保障を確保していくことが重要であると認識をいたしております。

高額療養費制度の見直しもこうした考え方に沿ったものと考えておりますが、今後、本年秋までに、患者の方々のお話を十分伺うとともに、保険料を負担する被保険者の皆様からの御意見も拝聴し、御理解をいただくべく最善を尽くしてまいります。

高額療養費制度の政策判断についてのお尋ねであります。

高額療養費制度の見直しにつきましては、国会審議における各委員からの御指摘を受け、また、患者団体の皆様からの、検討プロセスに丁寧さを欠いたとの指摘を政府として重く受け止め、全体について実施を見合わせることをいたしました。

今後の検討に当たりましては、患者の方々のお話を十分伺うとともに、保険料を負担する被保険者からの御意見も拝聴し、御理解をいただくべく、丁寧なプロセスを積み重ねてまいります。

七十歳以上の外来特例についてのお尋ねであります。

年齢にかかわらず、負担能力に応じて皆が支え合うという視点は重要であると考えております。高額療養費制度につきましては、当初、御指摘の外来特例の上限額の見直しを含んで提案をいたしましたところですが、本年秋までに、見直し全体について改めて方針を検討し、決定することとしたところでございます。改めて、高額療養費制度の持続可能性を確保しつつ、患者の経済的な御負担が過度なものとならないようにする観点から、外来特例につきましても丁寧に検討いたしてまいります。

外国人の医療保険利用についてのお尋ねです。
我が国の医療保険制度は、適正な在留資格を有し、日本国内に住所を有している外国人については、原則として加入をいただき、保険料を納めながら保険給付をいただく制度となっております。

現状把握しております国民健康保険に関するデータによれば、外国人の被保険者数は全体の四％であるところ、医療費は一・四％、高額療養費の支給額は一・二％であり、外国人が制度を多く利用しているとの状況にはないものと認識をしておりますが、引き続き、外国人の医療保険利用の実態を把握をしながら、適正な利用に向けて取り組んでまいります。

社会保険料の負担軽減についてであります。
少子高齢化が進む中で、社会保険料負担の抑制に取り組むべき、このような問題意識は共有をいたしております。

今後、政府・与党の方針、提言に加え、御党が公表した改革案も念頭に置いて、保険料負担を含む国民負担を軽減するための具体策について、三党の協議体で議論を深めていくこととなる、このように承知をいたしております。

日本医師会等からの献金についてのお尋ねであります。

医療分野に関わる改革を検討する際には、提供側である医師等も含む関係者との丁寧な調整も当然必要であり、他方、その際は、国民のために何が必要かという観点から検討していくべきものと考えております。

政府・与党の政策は、各種調査や外部の有識者、専門家の意見、関係省庁や各党での議論、国会での審議の積み重ね等のプロセスを経て決定されているものであり、企業・団体献金を受けていることにより政策立案の在り方などがゆがめられるなどということはなく、御指摘は当たるものではないと考えています。

いわゆるOTC類似薬についてのお尋ねです。
今般の薬機法改正案は、医療用医薬品の販売について、安全性の確保の観点から保健衛生上必要な対応を規定するものであり、医療費の抑制等に関する議論とは別のものであります。

その上で、三党合意では、OTC類似薬の保険給付の在り方の見直しも含め、現役世代の増加する保険料負担を含む国民負担を軽減するための具体策を検討することとされており、三党の協議体において議論が深められていくことになるかと考えております。

物価高対策といわれるガソリンの暫定税率の廃止についてのお尋ねです。

物価動向やその上昇が家計や事業活動に与える影響に細心の注意を払いつつ、令和六年度補正予算で措置した物価対策に対応する重点支援交付金等の施策を迅速かつ効果的に実施するとともに、令和七年度予算案や税制改正法案を成立させていただき、これらに盛り込まれた所得税の減税や高校無償化の先行措置など、物価対策に資する措置を着実に実施することが必要なことでありまして、物価高対応に向けて新たな予算措置を打ち出すことを考えているわけではございません。

いわゆるガソリンの暫定税率の廃止に当たりましては、受益者負担、原因者負担の考え方を踏まえたインフラ整備や維持管理等の負担の在り方、国、地方合わせ約一・五兆円の恒久的な税収減に対応するための安定的な財源の確保、現在の税収を前提に新年度予算の執行を予定している各自治体への影響などの課題を解決していく必要がございます。先日、自民、公明、維新の会の三党におきましても協議が開始され、こうした課題の解決策や具体的な実施方法等について、引き続き政党間で真摯に協議がなされるものと承知をいたしております。

以上でございます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 浅野哲君。

(浅野哲君登壇)

○浅野哲君 国民民主党の浅野哲です。

ただいま議題となりました令和七年度予算案の回付案に関連して質問いたします。(拍手)

衆議院は、三月四日の本会議において、令和七年度予算案の修正案を可決いたしました。この議決に至るまでに、衆議院では予算委員会における審議を様々な視点から重ねてまいりました。特に高額療養費制度については、当事者の意見を聞くことなく決定した経緯もあって、野党各党から再三にわたり制度見直しの再考を求められ、多数回該当の自己負担額を据え置く結論を得た上での採決でありました。しかし、衆議院での採決後、たつた三日のうちに、石破総理は、この予算案の中身を変更し、高額療養費制度の見直し全体を見合わせるという意向を表明したのであります。

我が国の国会は、二院制を取っております。その本旨から、参議院での予算案の再修正は当然あり得るものです。しかし、なぜたつた三日で判断が変わったのか、その際の判断指標は何だったのか、石破総理が今回の決断をした最終的な根拠、これら三点を併せて総理に伺います。

そして、当事者と面会したことで総理の判断が変わったのであれば、これは政府の政策決定プロセス自体にそもそも問題があるということになります。今回の経過を踏まえ、今後の本制度見直しの際には、当事者の参画や意見聴取の機会を設け、十分な判断材料を得ておく必要があると考えます。少なくとも、この秋までの検討では、高額療養費制度利用者の代表を検討メンバーに加えるべきと考えますが、総理の見解を伺います。

また、政府は、当初、少子化対策の財源の一部に高額療養費制度の見直し分、二〇二五年度発現分として六百億円程度を見込んでいたと思います。が、今回の制度見直しの全面凍結によって修正を要した予算額は百六十億円にとどまりました。この理由について御説明ください。また、少子化対策の財源を欠損させないための方策についても御説明をお願いいたします。

続いて、今般の予算案について見直された所得税課税最低限、いわゆる百三万円の壁の見直し内容には、その後多数の指摘がなされていることを踏まえ、以下二点について伺いたいと思います。

まず一点目は、度々指摘されているように、課税最低限に所得制限を複数段階で設けたことにより、従来よりも制度がかなり複雑になってしまった点です。これは、年収にかかわらず減税額をなるべく均一にしようとした結果だと思いますが、所得税には累進性があるので、所得控除額の調整で減税額をそろえようとすることが自体が間違っています。

政府・与党は、自公国の三党協議においても、物価上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げることとしました。物価高対策が目的であれば、年収にかかわらず公平に負担を軽減できる定額減税や税額控除で対処する方が適していますし、働き控えへの対策を目指すのであれば、今回のような制度の複雑化は絶対に避けなければならなかったはずですが。

改めて、今般、政府が行った百三万円の壁の見直しの目的を御説明ください。また、なぜ所得税の減税額をそろえようとしたのか、そして、そのための方法として、基礎控除や給与所得控除での調整を選択する合理的な理由があるのか、お答えください。

二点目は、今回の見直しによって、所得税と住民税の課税最低限の大幅な乖離が理屈づけできるのかという点です。今回の見直しで、年収二百万円未満の労働者は、所得税の課税最低限は百三万円から百六十万円に引き上がりますが、住民税の課税最低限は現行の、これまでの百万円から百十万円までしか引き上げられません。これでは働き控えの解消を目指す上で大きな障壁となってしまうと思いますが、今回の見直しによって働き控えがどの程度改善すると見込んでいますか。

また、基礎控除や給与所得控除にはそれぞれ制度の目的があり、これらは、当然、最低生計費への非課税を趣旨に含みます。よって、所得税と住民税で額が大きく乖離している状況は税体系として極めて不自然なものと思いますが、財務大臣の見解を伺います。

また、住民税の課税最低限は、今後、所得税の課税最低限に近づけていくのでしょうか。総理に伺います。

続いて、経済対策についても質問します。

石破総理は、先日、参議院の予算委員会での審議が行われている最中にもかかわらず、予算成立後に強力な物価高対策を新たに打ち出す意向を示し、参議院での予算審議を混乱させたとして陳謝されました。

まず、総理が本予算の審議を行う中においてもより強力な物価高対策を行う必要性を感じた理由についてお聞かせください。

現下の国民が直面する厳しい実情を踏まえれば、より強力な物価高対策の必要性については同意するところでです。

そこで、国民民主党は、三月二十六日に新しい経済対策を発表させていただきました。主な柱は、減税、社会保険料引下げ、電気代・ガス代の値下げ、米の価格安定の四つです。

中でも、百三万円の壁については、現在の政府案では、手取りを増やす効果や働き控えへの対応、共に十分な効果が得られるとは思えません。基礎控除に関する所得制限は全て撤廃し、課税最低限は百七十八万円を目指して更なる引上げが引き続き必要だと思います。

また、大人には様々な控除制度や現金支給制度があるのに対し、子供に対しては児童手当しかないことなどを踏まえれば、子供に対する国家の生存権保障機能の強化は必須です。年少扶養控除の復活、障害児福祉施策に関する全ての所得制限を撤廃し、子供や子育て世代を徹底的に支えるべきです。

また、今夏は猛暑となることが予想されています。各家庭における光熱費負担の軽減が非常に重要になります。そのためにも、再エネ賦課金の徴収停止や原子力発電所の早期の再稼働などを始めとする電気代、ガス代等の負担軽減策の早期実現を求めます。そして、ガソリン暫定税率は六月までに廃止し、夏までに、地方の暮らしや地域経済を徹底的に支えるための環境整備が必要です。

今、国民は、子供を育てるために奔走し、食べる米も手に入りづらく、電気代やガス代、ガソリン代の支払いに困っています。総理、今こそ、仁徳天皇の言葉、民のかまどの教えを肝に銘じていただきたいと思えます。

先日、アメリカのトランプ大統領は、日本を含む世界各国に対して、自動車の追加関税策を公言しました。二五%の追加関税による我が国産業への影響は計り知れません。この問題については、武藤大臣を筆頭に、日本政府としてもアメリカ政府への是正の申入れを再三にわたって行ってきたところですが、現下の状況を踏まえた本件に関する総理の見解を伺います。

最後に、石破総理にお伺いします。

我が国が現在置かれている状況は、国民生活を直撃する物価高、高騰するエネルギーコストや諸外国との取引環境の不確実性の中で、日本経済を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

そのような中、令和七年度に我が国が見込む税収は、昨年の六十九・六兆円を大幅に上回る七十七・八兆円です。これを、国民の皆様、国内産業界にもっと返していきたいと思います。

税収が増えたのは、国民の一人一人の皆様が頑張っているからです。その税収を、国民の手取りを増やし、成長分野へ積極的に投資するために使いたしませんか。総理が目指している楽しい日本に近づきたいのであれば、勇敢なる決断をすべきです。そのことを期待し、質問を終わります。(拍手) 御清聴ありがとうございました。

〔内閣総理大臣石破茂君登壇〕

○内閣総理大臣(石破茂君) 浅野哲議員の御質問にお答えを申し上げます。

高額療養費制度の見直しについてであります。高額療養費制度の見直しにつきましては、本院において修正を可決いただきました後、参議院の審議においてなお様々な御指摘を受けたことや、患者団体の皆様との面会におきまして、検討プロセスに丁寧さを欠いたとの御指摘をいただいたことなどを政府として重く受け止め、全体について実施を見合わせることにいたしましたものでございます。

今後、秋までに改めて検討し、決定することといたしておりますが、患者団体を始めとした関係者の皆様方からどのような形で御意見を伺うことが適当なのか、審議会における検討プロセスの在り方を含めまして、改めて厚生労働省において検討を行い、丁寧な議論を進めていくことといたしております。

高額療養費制度の見直しは、少子化対策の財源確保のために提案をいたしましたものではありませんが、御指摘の六百億円は、高額療養費の見直しにより生じる令和七年度の社会保険料の負担軽減効果として見込まれていた金額と考えられ、医療費の国庫負担への影響額である百六十億円とは異なるものでございます。引き続き、改革工程に基づく取組を着実に進め、子供、子育て財源の確保にもつなげてまいります。

所得税の基礎控除等の引上げの趣旨についてのお尋ねです。

政府原案では、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額を見直すことといたしました。

与党修正は、低所得者層の税負担を軽減する観点から、基礎控除の上乗せを行うものでございます。その際、高所得者優遇とせず、公平性の確保や所得再分配機能の発揮に資するよう、所得に

応じた控除額を設定し、政府案と与党修正を合わせた減税額を平準化させたものの、このように承知をいたしております。

これらの見直しは、いわゆる百三万円の壁を引き上げるといふ御要望に応じ、百三万円の課税最低限を構成する基礎控除と給与所得控除を中心に議論が行われたものの、このように承知をしておるところでございます。

働き控えの改善及び住民税の課税最低限についてのお尋ねです。

大学生等の親が利用する特定親族特別控除を創設することにより、就業調整の緩和を通じて労働供給が増加をし、雇用者報酬が〇・一兆円程度増加すると見込んでおります。

給与所得がある御本人につきましては、住民税を含め個人所得課税による手取りの逆転は生じていないことから、税制を理由とした就業調整の必要は必ずしもないことを引き続き丁寧に周知をいたしてまいります。

個人住民税の非課税となる水準につきましては、地域社会の会費的な性格を踏まえ、物価などの国民生活水準の推移、地方財政の状況等を総合的に勘案をして、今般の見直しが行われたところであります。いわゆる百三万円の壁に関して、引き続き政党間で真摯に協議が続けられるもの、このように承知をいたしております。

物価高対策についてでございます。

食料品、エネルギーなど、身近な物の価格が高い状況が続く中、国民や事業者の方々は厳しい状況に置かれている、このように強く認識をいたしております。

こうした状況を踏まえ、物価動向やその上昇が家計や事業活動に与える影響に細心の注意を払いつつ、令和六年度補正予算で措置した物価対策に対応する重点支援交付金等の施策を迅速かつ効果的に実施するとともに、令和七年度予算案や税制改正法案を成立させていただき、これらに盛り込

まれた所得税の減税や、高校無償化の先行措置など、物価対策に資する措置を実施することが必要な状況であると考えております。

米国による自動車関税措置に関する見解についてのお尋ねです。

日本は、二〇一九年以来、世界最大の対米投資国であり、日本企業は米国経済に多大な貢献をしております。特に日系自動車メーカーは、約六百十六億ドルの対米直接投資を行い、約二百三十万人の関連雇用を創出しております。

こうした中、米国政府にはこれまで、我が国が関税措置の対象となるべきではない旨、様々なレベルで申し入れてまいりました。それにもかかわらず、日本が除外されない形で関税措置が発表されましたことは極めて遺憾であります。

本発表を受け、改めて米国政府に対し強く申入れをしたところであります。

今般の措置を始め、米国政府による広範な貿易制限措置は、日米両国の経済関係、ひいては世界経済や多角的貿易体制全体等に大きな影響を及ぼしかねません。

我が国といたしましては、米国による関税措置の内容や我が国への影響を十分に精査しつつ、引き続き、米国に対して、措置の対象からの我が国の除外を強く求めてまいります。

同時に、国内産業、雇用への影響を引き続き精査をし、資金繰り対策など必要な対策に万全を期してまいります。

税収の還元についてであります。

令和七年度予算の税収が前年度当初予算を大幅に上回ることは事実ですが、国民の皆様方にお返しできるような状況にあるかどうかにつきましては、現下の厳しい財政事情等を踏まえた議論が必要である、このように考えております。

具体的には、令和七年度の国の歳出は、給与改善や物価動向の反映などを行いつつ政策的予算を確保したため、過去最大の百十五・二兆円となっております。その結果、税収が過去最大と見込まれます。

令和七年三月三十一日 衆議院会議録第十三号

しても、なお二十八・六兆円の新規国債を発行せざるを得ないことや、令和七年度末の国の債務残高が約千二百二十九兆円、GDP比で一七九％に上る見込みであることなどを踏まえる必要がある、このように考えておるところでございます。

残余の御質問につきましては、関係大臣から答弁を申し上げます。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇)

○国務大臣(加藤勝信君) 浅野議員から、所得税と個人住民税で基礎控除等の額が異なることについてお尋ねがありました。

個人所得課税である所得税、個人住民税に關し、基礎控除などから成る課税最低限について、生計費の観点や、公的サービスを賄うための費用を国民が広く分かち合う必要性などを踏まえて、総合的に検討されてきたという点は共通しております。

その上で、個人住民税については、総務省の所管ではありますが、地域社会の会費的な性格を踏まえ、従来から所得税とは異なる基礎控除等の額が定められているところであり、また、令和七年度与党税制改正大綱においては、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点などを総合的に勘案し、個人住民税については、基礎控除は見直さず、給与所得控除の見直し等についてのみ対応することとするとされたものと承知しております。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 榊万里君。

(榊万里君登壇)

○榊万里君 れいわ新選組の榊万里です。

私は、会派を代表して、令和七年度予算再修正案について質問をいたします。(拍手)

三月四日の本会議討論で、私は、今はまだ採決すべきではないと申し上げました。総理も聞いていらっしやいましたよね。総理、聞いていますか。参議院で再修正されるに当たって、この主張

令和七年度一般会計予算(参議院回付)

が正しかったことが証明されました。さらに、総理自ら、予算成立後に強力な物価高対策を打ち出すと言いつくす有様。

れいわ新選組は、当初から、消費税廃止、少なくとも消費税減税、そして、給付金こそ全ての人の手取りを増やす政策であるとして、予算組替え動議を提出しました。私たちが求める国民への十万円給付は行わないのに、自民党の新人議員へ商品券を気前よくばらまく。自分の利益だけを優先する人、自分の利益だけを考える人を我利我利者と言いますが、まさに石破総理のことです。衆議院での審議内容も時間も全く不十分であったという、石破政権の迷走ぶりを厳しく非難いたします。

さて、この再修正案は、高額療養費の自己負担引上げを見合わせる内容です。治療が受けられなくなる、死ぬと言ふのか、患者の方々の悲痛な声が政府を動かしたことは、私たちがれいわ新選組としても評価し、再修正案に賛成するものです。ただ、これだけ患者や御家族の方々へ心身にストレスを与え、挙げ句、右往左往して凍結という混乱を与えたことに強く抗議いたします。当事者の皆様への真摯なる謝罪を改めて求めます。

また、この凍結も根本的解決ではありません。患者の方々は、先の見えない病気に加えて、ただでさえ苦しい生活が更に追い込まれようとしていました。これを考えれば、今必要なのは見合せではありません。撤回一択です。

総理に伺います。今回の再修正で、高額療養費の自己負担引上げについて、秋までに検討し、決定するというのは、一時凍結ですか、それとも撤回ですか。謝罪のお気持ちがあるのなら、なぜ白紙撤回し、一から議論をやり直さないのか、明確にお答えください。

れいわ新選組は、本来であれば、更なる負担軽減の議論がなされるべきであると考えます。そもそも、この高額療養費の問題が議論された社会保

障審議会の部会には、医療提供者側の代表や保険者側の代表はおりますが、患者団体の代表はおりません。つまり、政策決定プロセスに問題がある。予算をいかに修正しようとも、本質的な欠陥があることが明白です。

総理、患者の方々の意見を聞くだけではなくて、政策を決める意思決定プロセスに当事者である患者団体の方々に参加してもらおうよう、審議会の在り方を見直していただだけませんか。

総理は、衆議院で、これまで高額療養費の自己負担引上げを撤回せず、国民への消費税減税や給付金を拒んできました。これには、財政が厳しいからという理由です。

政府だけではありません。立憲民主党の野田代表は、減税は未来世代からの搾取と述べ、維新の会と与党は、医療費四兆円削減で合意する冷酷三兄弟ぶりを発揮し、国民民主党は、元々高額療養費の自己負担額見直しを主張、もって手取りが増える消費税の減税の公約は一体どこへ消えてしまったんですか。

国は六年連続過去最高の税収なのに、どの政党も、国民の苦しい生活を救うよりも国の財政規律を優先しています。今回の高額療養費の問題にしても、政府は能力に応じた負担を求めると説明しますが、そうであるなら、所得税や法人税の累進化を財源にした方がよほど合理的です。社会保険の枠内だと、どうしても逆進性が残るからです。

総理、高額療養費制度は医療保険の一部ですから、単独で考えるべきではありません。保険料のみでは厳しい後期高齢者医療や国民健康保険、さらに協会けんぽに対し、税や国債を財源に国費の投入、これを大胆に行い、社会保険料の引下げと制度の存続の両立を図るべきです。これこそ、この修正案の趣旨にふさわしいと思いますが、いかがでしょうか。

必要なのは、小手先の改革ではなく、ましてや、与野党が国債発行なしの財源捻出ゲームに明

け暮れることなく、国民を救うための、積極財政による本当の改革です。そのみが、制度の安定性と信頼性を確保できる唯一の方法である、そのことを申し上げ、私の質問といたします。ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣石破茂君登壇〕

○内閣総理大臣(石破茂君) 横瀧万里議員の御質問にお答え申し上げます。

高額療養費制度の見直しについてのお尋ねです。

今回の見直しは、高額療養費が医療費全体の倍のスピードで増大する中、保険料負担を抑制するとともに、制度の持続可能性を高めるためのものでありましたが、国会における議論や、患者団体の皆様方から、検討プロセスに丁寧さを欠いたとの御指摘をいただいたことを政府として重く受け止め、全体として実施を見合わせることにいたしましたものでございます。

この過程におきまして、患者の皆様方に御不安を与えてしまいましたこと、改めて大変申し訳ないという思いでございます。大変申し訳ございません。

今後、改めて秋までに検討し、決定することといたしておりますが、その際には、患者の方々のお話を十分に伺うとともに、保険料を負担する被保険者の皆様方からの御意見も拝聴し、御理解をいただくべく、丁寧なプロセスを積み重ね、最善を尽くしてまいります。

高額療養費制度の見直しの再検討プロセスについてであります。

高額療養費制度の見直しにつきましては、今後、改めて秋までに検討し、決定することといたしておりますが、患者団体を始めとした関係者の皆様方からどのような形で御意見を伺うことが適当なのか、審議会における検討プロセスの在り方を含め、改めて厚生労働省におきまして検討を行います。医療保険への国費の投入についてでございます

が、高額療養費制度につきましては、医療費全体の倍のスピードで費用が増加する中、重要なセーフティネットとして持続可能なものとするために見直しを提案したものでございます。

医療保険に国費を投入し、保険料の引下げと制度の持続可能性を図るべきとの御指摘につきましては、医療保険制度が相互扶助という考え方に立っていることとの関係、必要な安定財源をどのように確保するかといった課題があるものと考えております。政府といたしましては、全世代型社会保障の改革工程に基づき、負担能力に応じた負担の観点から、不断に制度の見直しに取り組んでまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長 額賀福志郎君 田村貴昭君。

〔田村貴昭君登壇〕

○田村貴昭君 私は、日本共産党を代表して、参議院から回付された二〇二五年度予算の再修正案について、石破総理に質問します。(拍手)

高額療養費の上限額引上げを見送る修正予算は、がんや難病等に苦しむ方々の声が政治を動かした結果であり、当然です。引上げは、凍結でなく撤回し、むしろ、物価高騰の下で苦境にある患者の自己負担額の引下げを行うべきです。

総理は、今国会の冒頭、高額療養費制度の上限額引上げについて、様々な立場の有識者で構成される専門の審議会において複数回の御議論をいただくなど丁寧なプロセスを経て、議論の過程の正当性を主張しました。しかし、がん患者団体などを始めとする当事者の上限引上げ見直しを求める世論と運動、国会での議論を受けて、三月には、患者団体との話し合いが十分でなかったという点は反省を持って受け止めたい、私の責任だと言わざるを得なくなりました。

改めて伺います。毎月更に多くの医療費を支払うことはできない、死を受け入れ、お金を子供に残す方がいいの

か、追いつめられている、のがん患者さんの訴えをどう受け止めていますか。

政府は、本年秋までに改めて方針を検討し、決定するとしています。一体どのような検討をするのですか。

これまでの検討過程には、医療の関係者である保険者、医療者、労働組合、使用者は参加していますが、がんや難病、高齢者の患者は参加していません。患者が参加した場で検討を行うべきではありませんか。

総理は、所得、家族構成などの負担を細かく見ていくと述べています。しかし、患者の生活実態すら明らかでない下では、その負担が妥当なのか、困窮に陥り、結果として診療を諦めることがないのか、全く検証できません。

総理、実態調査抜きに検討は行わないと、はっきり約束をしていただきたい。期限を区切り、一回や二回のヒアリングだけで終わらせることは、あつてはなりません。秋までという期限は撤回すべきです。

現在の制度ですら、経済的に診療継続をためらわせる水準にあります。大阪医科大学の伊藤ゆり准教授は、現行の高額療養費制度では、年間を通して上限まで医療費を支払うと、低所得世帯では、更に貧困に陥るとされる破滅的医療費の水準を超えていると指摘しています。

総理、この現実をお認めになりますか。上限額引上げによって負担が増え、困窮に陥りかねない患者が更に増えるではありませんか。やるべきは負担の引下げではありませんか。

総理は、増大する高額療養費の負担をいかにして分かち合うかという観点から、検討すると繰り返して述べています。結局、負担上限の引上げありきではありませんか。

がん患者団体は、再び十分な検討抜きに同様の案が出てくることを懸念していると述べています。現在でも医療費負担は高過ぎて治療を諦めざるを得ないのが実態です。総理は、治療を諦めざるを得ない、そういう人が出てこないようにしなければならぬと述べますが、であるなら、上限額引上げは、一旦凍結でなく、白紙撤回すべきです。

総理、なぜ白紙撤回を明言しないのですか。閣議決定した全世代型社会保障の改革工程に高額療養費の負担上限見直しが明記され、このことが自民、公明、維新の三党合意にも盛り込まれているからではありませんか。この改革工程の閣議決定と三党合意がある限り、二〇二八年までの高額療養費の負担上限の引上げは既定路線なのではありませんか。患者の声を真摯に聞いて検討するというのであれば、この改革工程を撤回すべきです。

ドイツでは年間の患者負担額は年間所得の二％まで、フランスでは抗がん剤など代替性のない高額医薬品は自己負担なしとするなど、患者負担が高額にならない仕組みを設けています。日本でも、透析、血友病、HIVには月額負担の更なる特例があります。この特例を更に拡大し、高額かつ継続した医療については、年間所得の一定部分以下に医療費を抑える仕組みを検討すべきではありませんか。

以上、答弁を求め、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣石破茂君登壇〕

○内閣総理大臣(石破茂君) 田村貴昭議員の御質問にお答え申し上げます。

高額療養費制度に関する当事者意見の受け止めについてであります。

高額療養費制度の見直しにつきましては、国会審議会における各委員からの御指摘を受け、また、患者団体の皆様方からの、検討プロセスに丁寧さを欠いたとの御指摘を政府として重く受け止め、実施を見合わせることにいたしました。

今後の検討に当たりましては、高額療養費制度の持続可能性を確保しつつ、患者の経済的な負担が過度なものとならないようにすることが重要で

あると認識をしており、患者の方々のお話を十分伺うとともに、保険料を負担する被保険者からの御意見も拝聴し、御理解をいただくべく、丁寧なプロセスを積み重ねてまいります。

見直しの再検討プロセスについてであります。高額療養費制度の見直しにつきましては、今後、改めて秋までに検討し、決定することとしております。その際、患者団体を始めとした関係者の皆様方からどのような形で御意見を伺うかや、患者の就労、生活実態を踏まえたデータ分析につきましては、審議会における検討プロセスの在り方を含め、改めて厚労省において検討を行います。丁寧な議論を進めていくこととしていたします。

この制度を将来にわたりまして持続可能なものとするため、いつまでも検討を先送りにはならず、かかるべき段階で結論を出していく必要があるものと考えております。患者の方々の御意見を十分伺うとともに、保険料を負担する被保険者からの御意見も拝聴し、秋までにできる限りの御理解をいただくべく、最善を尽くすこととしていたします。

見直しによる患者の負担についてでございますが、高額療養費制度におきましては、所得に応じた自己負担上限額を設定し、低所得者に対する配慮を行っておりますほか、長期で療養を行う方方の自己負担額については更に抑えることとしており、重要なセーフティーネットとして機能していると考えております。

制度の見直しにつきましては、改めて秋までに検討し、決定することとしておりますが、今後の検討に当たりましては、その持続可能性を確保しつつ、患者の経済的な負担が過度なものとならないようにすることが重要であると考えております。

患者負担が生計に与える影響も含め、様々なデータを活用しつつ、関係者と丁寧な議論を重ね、増大する高額療養費を能力に応じてどのような

に分ち合うかという観点から検討を進めてまいります。

高額療養費制度の見直しについてでございますが、高額療養費制度は、全世代型社会保障の改革工程において、見直しについて検討を行うこととされておりますが、今般、検討プロセスに丁寧さを欠いたと御指摘をいただいたことを重く受け止め、本年秋までに改めて方針を検討し、決定することとしたしました。今まで申し述べたとおりでございます。

他方、この見直しは、高額な薬剤の登場などにより、その総額が医療費全体の倍のスピードで伸びていく中で、現役世代を中心とした保険料負担の抑制や制度の持続可能性の確保の観点から提案させていただいたものであり、これらの必要性が変わるものではないと思っております。

今後の検討に当たりましては、高額療養費制度の持続可能性を確保しつつ、患者の経済的な御負担が過重なものとならないようにすることが重要であり、関係者と丁寧な議論を重ねつつ、増大する高額療養費を能力に応じてどのように分かち合うかという観点から、検討を進めてまいります。

高額療養費制度の特例制度についてでございます。高額療養費制度には、御指摘のとおり、人工透析、血友病、血液製剤に起因するHIV感染症について、患者の自己負担限度額を更に軽減する特例制度を設けております。

今後、この秋までに高額療養費制度全体について改めて検討してまいります。その際は、制度の持続可能性を確保しつつ、患者の経済的な負担が過重なものとならないようにすることが重要であると考えており、関係者と丁寧な議論を重ねつつ、増大する高額療養費を能力に応じてどのように分かち合うかという観点から、検討を進めてまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) これにて質疑は終局いたしました。

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、参議院の修正に同意することに決まりました。

○議長(額賀福志郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	石破茂君
総務大臣	村上誠一郎君
法務大臣	鈴木馨祐君
外務大臣	岩屋毅君
財務大臣	加藤勝信君
文部科学大臣	あべ俊子君
厚生労働大臣	福岡資麿君
農林水産大臣	江藤拓君
経済産業大臣	武藤容治君
国土交通大臣	中野洋昌君
環境大臣	浅尾慶一郎君
防衛大臣	中谷元君
国務大臣	赤澤亮正君
国務大臣	伊藤忠彦君
国務大臣	伊東良孝君
国務大臣	城内実君
国務大臣	坂井学君
国務大臣	平将明君
国務大臣	林芳正君
国務大臣	三原じゅん子君

出席内閣官房副長官

内閣官房副長官 橘慶一郎君

出席政府特別補佐人

内閣法制局長官 岩尾信行君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る二十八日、内閣から次の報告書を受領した。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員の人事交流について準用する同法第二十三条第二項の規定に基づく令和六年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告

(理事補欠選任)

一、去る二十八日、外務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 西岡秀子君(理事白木秀剛君去る二十六日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

安全保障委員

辞任 中曽根康隆君 補欠 大空幸星君

大空幸星君 中曽根康隆君

議院運営委員

辞任 高木啓君 補欠 若山慎司君

若山慎司君 高木啓君

一、去る二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 棚橋泰文君 補欠 向山淳君

向山淳君 棚橋泰文君

外務委員

辞任

小 熊 慎司君

補 欠

辻 英之君

辻 英之君

小 熊 慎司君

経済産業委員

辞任

坂本竜太郎君

補 欠

山 本 大地君

鈴木 英敬君

塩 崎 彰久君

西村 康稔君

福田かおる君

福田かおる君

井 出 庸生君

井 出 庸生君

西 田 昭二君

塩 崎 彰久君

鈴木 英敬君

西 田 昭二君

西村 康稔君

山 本 大地君

坂本竜太郎君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

中曽根康隆君

補 欠

江 田 憲司君

小 寺 裕雄君

手塚 仁雄君

阿部祐美子君

福 田 玄君

大 串 博志君

白 木 秀剛君

白 木 秀剛君

小 寺 裕雄君

古 川 元久君

阿部祐美子君

中曽根康隆君

大 串 博志君

江 田 憲司君

古 川 元久君

手塚 仁雄君

福 田 玄君

福 田 玄君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十七日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任

吉田はるみ君

補 欠

堤 かなめ君

堤 かなめ君

吉田はるみ君

吉田はるみ君

(議案提出)

一、去る二十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(階猛君外七名提出)

一、去る二十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

船員法等の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第三号)

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第四号)

以上四件 外務委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案

道路法等の一部を改正する法律案

一、去る二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(階猛君外七名提出)

(質問書提出)

一、去る二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

障害児家庭における母子家庭の割合に関する質問主意書(八幡愛君提出)

一、去る二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄県の離島からの住民避難・受入れに係る取組に関する質問主意書(屋良朝博君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員八幡愛君提出インターネット上の不適切な広告に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出対米開戦は誤った国策だったのか否か等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員島田洋一君提出日本学術会議法案と安全保障技術研究推進制度との関係に関する質問に対する答弁書

衆議院議員福田玄君提出大韓民国における口蹄疫の発生に対する我が国の防疫対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出トルコ国籍者への査証免除措置に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出政府開発援助(ODA)の削減に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出畜産動物のアニマルウェルフェアに関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出日本のコンテンツがディープフェイク技術によって悪用されている問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉川里奈君提出外免切替制度の懸念と国際免許の制度的抜け穴に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出中国大使等による地方自治体への不当な圧力に関する質問に対する答弁書

令和七年三月十四日提出
質問第一〇九号

インターネット上の不適切な広告に関する質問主意書

提出者 八幡 愛

インターネット上の不適切な広告に関する質問主意書

インターネット広告は、デジタル経済の発展において極めて重要な役割を果たし、多くの企業や個人がその恩恵を受けている。一方で、その急速な拡大により、不適切な広告が配信される事例も増加していると考えられる。

未成年者が利用するサイトや一般の生活情報サイトにおいて、アダルト広告や、虚偽の健康食品の広告など詐欺的な広告が意図せず表示されるケースが多発し、社会的な懸念が増していると考えられる。

また、近年では、広告の配信主体が不明確なケースも増えており、責任の所在が曖昧なまま、不適切な広告が拡散される事例も見受けられる。こうした状況を放置すれば、日本のインターネット広告市場の信頼性が損なわれるだけでなく、経済的・社会的リスクの増大につながる可能性があると考えられる。

一方で、EUでは「デジタルサービス法(DSA)」に基づき、未成年者向けサイトでのターゲティング広告を禁止し、広告の透明性を確保する義務をプラットフォーム事業者に課している。また、韓国では、広告の透明性向上のため、広告主と配信事業者の情報開示を義務付けている。

しかし、日本においては、未成年者保護を目的とした明確な法規制は存在せず、広告業界の自主規制に依存しているのが現状である。また、未成年者に限らず、一般の生活情報サイトにおける混乱にも一定の歯止めが必要であると考ええる。

こうした状況を踏まえ、政府の認識と今後の対応について、以下の事項について質問する。

一 政府の現状認識と不適切な広告の相談実態について

1 政府は、インターネット広告における不適切な広告の現状をどのように認識しているか。

2 過去五年間において、独立行政法人国民生活センターへ、どの程度の苦情が寄せられているか。苦情の件数、内容に関し、政府の把握するところについて、それぞれ可能な限り明らかにした上で、政府の対応状況を示されたい。

3 過去五年間において、政府が不適切な広告に対して行った行政指導の件数、業者名、および具体的な指導内容をそれぞれ可能な限り示されたい。

4 3に関し、行政指導を受けた業者の再違反率はどの程度か示されたい。

二 現行の法規制の適用状況とその実効性について

1 政府は、インターネット広告の不適切な配信を規制するために、以下の法律をどのように運用しているか。それぞれの適用事例を可能な限り示されたい。

ア いわゆる景品表示法

イ いわゆる特定商取引法

ウ いわゆる電気通信事業法

エ いわゆる児童ポルノ禁止法

2 前記の法律に基づき、過去五年間において、政府が不適切な広告に対して行った具体

的な指導・処分の件数、内容、および効果についてそれぞれ可能な限り説明されたい。

3 政府は不適切な広告に関する通報窓口を設置しているか。設置している場合、その窓口の名称、および対応件数をそれぞれ可能な限り示した上で、消費者が通報した後、広告が削除されるまでの平均日数を示されたい。

4 国民が不適切な広告を迅速に報告し、対応を求める「広告二〇番」制度を新たに設置する考えはあるか。あるのであれば、対応を迅速化するためにどのような体制を整備しているか。

三 民間の自主規制の実効性について

1 一般社団法人日本インタラクティブ広告協会(JIAA)などの業界団体が策定した自主規制のガイドラインは、政府の監督下にあるか。あるのであれば、その実効性を政府はどのように評価しているか。

2 自主規制の実効性を検証するため、政府が業界団体と連携して実態調査を行う考えはあるか。

四 今後の規制強化と対策について

1 EUでは未成年者向けサイトにおけるアダルト広告表示を法律で禁止している。日本においても、同様の規制を導入する考えはあるか。

2 繰り返し違反を行う広告業者に対する罰金制度の導入や、一定回数以上の違反を行った業者に対し、営業停止命令を出す制度を導入する考えはあるか、政府の見解を示されたい。

3 プラットフォーム事業者に対し、不適切な広告の削除等を義務付ける法制度を導入する考えはあるか。

4 EUでは、ターゲティング広告のいわゆるアルゴリズムの透明性を確保するため、広告配信ロジックの公開を義務化している。日本

においても、同様の規制を導入する考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質二一七第一〇九号

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出インターネット上の不適切な広告に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員八幡愛君提出インターネット上の不適切な広告に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「不適切な広告」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、インターネット上に、例えば、御指摘の「アダルト広告」や、虚偽の健康食品の広告など詐欺的な広告が流通していることは認識している。

一の2について

お尋ねの「苦情」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、独立行政法人国民生活センターが運営する全国消費生活情報ネットワーク・システムに各地の消費生活センターから令和七年三月十六日までに「表示・広告」として登録された相談件数は、インターネット広告に関するものも含め、令和元年度が六万五千五百九件、令和二年度が七万七千八百九十件、令和三年度が七万六千六百二十二件、令和四年度が八万六千六百四十一件及び令和五年度が七万八千四百九十一件であり、例えば、化粧品、健康食品等のインターネット広告に関する相談があるものと承知している。登録された相談に関し、関係法令に違反する疑いがある場合には、関係省庁において適切に対応している。

一の3並びに二の1及び2について

お尋ねの「不適切な広告」及び「不適切な配信」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号。以下「景品表示法」という。)においては、インターネット広告に関する事案も含め、景品表示法第五条の規定に違反した事業者に対し、令和元年度に四十件、令和二年度に三十三件、令和三年度に四十一件、令和四年度に四十一件及び令和五年度に四十四件の景品表示法第七条第一項の規定に基づく行政処分を行うとともに、景品表示法第五条の規定に違反するおそれがある事業者に対し、令和元年度に百八十八件、令和二年度に百六十六件、令和三年度に百五十八件、令和四年度に百三十三件及び令和五年度に八十二件の行政指導を行った。

また、特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下「特定商取引法」という。)においては、インターネット広告に関する事案も含め、特定商取引法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項、第二項若しくは第三項又は第十五条の二第一項若しくは第二項の規定に基づき、特定商取引法第二条第二項に規定する通信販売に係る販売業者又は役務提供事業者(以下「販売業者等」という。)に対し、令和元年度に五件、令和二年度に三十四件、令和三年度に六件、令和四年度に零件及び令和五年度に七件の行政処分を行うとともに、特定商取引法第十一条、第十二条又は第十二の六第一項若しくは第二項の規定に違反するおそれがある販売業者等に対し、令和元年度に一件、令和二年度から令和四年度までにそれぞれ零件及び令和五年度に六件の行政指導を行った。

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

(平成十一年法律第五十二号)においては、インターネット広告に関して、その内容に照らして差止めを命ずる等の旨の規定はない。

先に述べた景品表示法又は特定商取引法に基づく行政処分については、当該行政処分を行った省庁のウェブサイトでその内容を公表しており、また、先に述べた景品表示法又は特定商取引法に係る行政指導については、お尋ねの「業者名」及び「具体的な指導内容」を明らかにすることは、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えており、お答えすることは差し控えたい。お尋ねの「効果」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、当該行政処分又は行政指導後の状況については、法違反が是正される等、一般的には、当該事業者において一定の対応が行われているものと認識している。

一 の4について

お尋ねの「再違反率」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、一 の3並びに二 の1及び2について述べた行政指導については、同一事業者が同一内容の行政指導を再度受けた件数やその件数全体に占める割合を集計していないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二 の3について

「お尋ねの「不適切な広告」及び「通報窓口」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、景品表示法第五条の不当な表示に該当するおそれがある表示に係る情報については、消費者庁等が運営する「景品表示法に関する情報提供・相談の受付窓口」で受け付けている。お尋ねの「対応件数」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、景品表示法第五条の不当な表示に該当するおそれがある表示に係る情報も含め、当該窓口に寄せられた情報提供の件数は、令和五年度で一万八千百十

四件である。また、当該窓口について、お尋ねの「広告が削除されるまでの平均日数」については、「広告が削除される」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、景品表示法は、一 の3並びに二 の1及び2について述べたとおり、違反行為の差止めを命ずるものであり、必ずしも広告そのものの削除を命ずるものではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二 の4について

お尋ねの「不適切な広告」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、「広告一〇番」制度の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。なお、二 の3について述べたとおり、景品表示法においては、消費者庁等が運営する「景品表示法に関する情報提供・相談の受付窓口」で景品表示法第五条の不当な表示に該当するおそれがある表示に係る情報を受け付けているなど、現行の関係法令の下で当該関係法令に違反する広告について適切に対応している。

三 について

お尋ねの「監督」、「実効性」及び「実態調査の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「自主規制のガイドライン」について、政府として許認可等を行っていない。また、御指摘の「業界団体」の下での取組については、その自主性を尊重する観点から、現時点において、調査を行うことは考えていない。

四 の1について

御指摘のように「EUでは未成年者向けサイトにおけるアダルト広告表示を法律で禁止している」とは認識していないため、それを前提としたお尋ねにお答えすることは困難である。四 の2について

お尋ねの「繰り返し違反を行う広告業者に対し

する罰金制度」及び「一定回数以上の違反を行った業者に対し、営業停止命令を出す制度」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、広告に係る法令の違反者に対する措置については、例えば、景品表示法においては、景品表示法第四十八条各号に該当する場合には、百万円以下の罰金に処することとされている。また、特定商取引法においては、特定商取引法第十五条第一項の規定により、販売業者等が特定商取引法第十一条の規定に違反等をした場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた際等に、業務停止命令を行うことができる旨規定されているなど、各法令において、当該法令に違反した場合に必要な対応を行うことができるよう規定が整備されていると考えている。

四 の3及び4について

お尋ねの「不適切な広告」及び「広告配信口ジックの公開」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、インターネット広告については、現行の関係法令の下で、各省庁において必要に応じ行政処分等の対応をしていると考えていることから、現時点において、新たな規制を設けることは考えていない。

令和七年三月十四日提出
質問 第一一〇号

対米開戦は誤った国策だったのか否か等に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

対米開戦は誤った国策だったのか否か等に関する質問主意書

平成十八年六月五日に私が提出した質問主意書に対し、以下のような答弁(内閣衆質一六四第三〇四号)を得た。

(質問)村山談話の「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り」とある部分の「国策を誤り」とは、具体的には、どのようなことを指すのか。誤った国策とは例えば、対米開戦は含むのか、否か。

(答弁)お尋ねの「国策を誤り」については、個々の行為に対する評価等をめぐり様々な議論があるところ、政府として、その原因を含め、具体的に断定することは適当でないと考える。そこでお尋ねする。

一 現在でも内閣は、先の対米開戦について、村山談話にある、誤った国策であるのか否か、は判断できないという立場なのか。

二 内閣は、今後、先の対米開戦という国策は間違っていないかった、という見解を持つこともあり得るのか。

三 戦後八十年、石破内閣は先の昭和の戦争の総括をするつもりはあるのか否か。

内閣衆質二一七第一一〇号
令和七年三月二十八日

衆議院議長 額賀福志郎殿 石破 茂

衆議院議員長妻昭君提出対米開戦は誤った国策だったのか否か等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出対米開戦は誤った国策だったのか否か等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の答弁書(平成十八年六月十三日内閣衆質一六四第三〇四号)で示した政府の考え方に変わりはなく、お尋ねの点を含め、個別具体的な歴史的出来事に関する評価については、歴史家の議論に委ねるべきと考えている。

三について

お尋ねの「先の昭和の戦争の総括」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

令和七年三月十七日提出
質問 第一一一号

日本学術会議法案と安全保障技術研究推進制度との関係に関する質問主意書

提出者 島田 洋一

日本学術会議法案と安全保障技術研究推進制度との関係に関する質問主意書

二〇一五年度から、防衛装備庁が安全保障技術研究推進制度(以下、安保研究制度と略す)を開始した。

「安全保障に関わる技術の優位性を維持・向上していくことは、将来にわたって、国民の命と平和な暮らしを守るために不可欠」であり、「先進的な技術は、これまでの戦い方を一変させる可能性をも秘めていることから、防衛にも応用可能な先進的な民生技術を積極的に活用することが重要」との認識からであった。

ところが二〇一七年、日本学術会議が、軍事研究を禁止した過去の同会議声明を踏まえて、安保研究制度は「問題が多い」とする批判声明を出し、同制度に対する大学からの応募が急減した。

しかし、同声明への批判の高まりを受け、同会議は二〇二二年、会長名で、純民生技術と軍事にも応用できるいわゆるデュアルユース技術の線引きは不可能であるという現実を一応認めた。

それでもなお、未だに少なからぬ大学が、所属する研究者に安保研究制度への応募を認めておらず、その理由に二〇一七年の同会議声明を挙げている例もある。そのことが、関連分野における研究の停滞や共同研究中止、海外研究者に論文発表の先行を許すといった事態を招いてきたと考え

令和七年三月三十一日 衆議院会議録第十三号

る。

政府が今国会に提出した日本学術会議法案は、同会議を「国の特別機関」から特殊法人に移行するものの、その財源措置について、第四十八条第一項で「政府は(中略)必要と認める金額を補助することができるとしている。そこで質問する。

同会議は、一九五〇年に「戦争を目的とする科学の研究には絶対対価のない決意の表明(声明)」を、一九六七年に「軍事目的のための科学研究を行なわない声明」を発表した。さらに二〇一七年、「軍事的安全保障研究に関する声明」を出し、「上記二つの声明を継承する」としたうえで、規制対象を「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究」にまで広げた。

政府はこの声明の破棄を補助金供与の条件とすべきではないか。石破茂総理大臣の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二一七第一一一号
令和七年三月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員島田洋一君提出日本学術会議法案と安全保障技術研究推進制度との関係に関する質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員島田洋一君提出日本学術会議法案と安全保障技術研究推進制度との関係に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「この声明の破棄」及び「補助金供与の条件とすべき」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難であるが、日本学術会議法案(第二百十七回国会閣法第三十六号)において成立することとされている日本学術会議に対する補助金の交付については、同法案及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)その他

議長報告

の関係法令に基づいて行うこととなるものと考えている。

令和七年三月十七日提出
質問 第一一二号

大韓民国における口蹄疫の発生に対する我が国の防疫対策に関する質問主意書

提出者 福田 玄

大韓民国における口蹄疫の発生に対する我が国の防疫対策に関する質問主意書

農林水産省は、令和七年三月十四日、大韓民国において口蹄疫が発生し、我が国へ侵入するリスクが極めて高いと発表している。口蹄疫については、平成二十二年に宮崎県で発生し、その被害は五市六町に及んだ。具体的には、牛六万九千四百五十四頭、豚二十二万七千九百四十九頭が殺処分となり、宮崎県の試算によれば、同県経済への影響は甚大であり、被害総額は約二千三百五十億円にのぼったと、同県作成の「平成二十二年に宮崎県で発生した口蹄疫に関する防疫と再生・復興の記録」を「忘れないそして前へ」でまとめられており、口蹄疫の侵入を再び許すことがあってはならないと承知するものである。このような経験を風化させぬように力を入れている宮崎県にあつては、平成二十二年の経験を活かした防疫対策を準備していると承知しているが、口蹄疫の侵入リスクは同県だけの問題ではなく、右記の被害総額などを鑑みるに、国全体で対処するべき問題であると承知するゆえに、以下、口蹄疫対策について質問するものである。

一 平成二十二年の口蹄疫発生時の折もまた、それに先行して大韓民国で口蹄疫が発生していたと承知している。今回も同じ状況であることを鑑みるに、大韓民国から我が国へ入国する者すべてに対する入国審査において、過去三十日以内にかかどうかの確認をするべきではないかと考える

るが政府の見解如何。

二 我が国は、入国に際して入国カードの提出を求めておらず、税関様式C第五三六〇号という携帯品・別送品申告書の提出しか求めている。この申告書に家畜との接触や農場への立入りを確認する質問を加え、税関での確認の際に該当する入国者に対して、動植物検疫を受けるように勧奨するような措置をとることも検討すべきではないかと考えるが政府の見解如何。

三 大韓民国と我が国を結ぶ航空会社及び船舶会社の協力を仰ぎ、当該会社の日本発着便において、口蹄疫に関する啓発資料を配布するなどの対策が必要と考えるが政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質二一七第一一二号
令和七年三月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員福田玄君提出大韓民国における口蹄疫の発生に対する我が国の防疫対策に関する質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員福田玄君提出大韓民国における口蹄疫の発生に対する我が国の防疫対策に関する質問に対する答弁書

一及び二について

現在、大韓民国から入港した全ての船舶又は航空機を対象として、これらに乗って来た者に対しては、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定に基づく税関の検査に先立ち、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号。以下「法」という。)第四十条第五項及び第四十六条の二第一項の規定に基づく家畜防疫官による質問等において、畜産物の所持の有無の確認を行うことに加え、法第十二条の三

第一項に規定する飼養衛生管理基準として、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)別表第二において「過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようすること」と定めていることを踏まえ、過去七日以内に御指摘の「家畜に接したり、農場や牧場への立入りをしたかどうかの確認」等を実施している。また、御指摘の「税関での確認の際に該当する入国者に対して、動植物検疫を受けるように」するよう措置として、税関において、関税法第七十条第二項の規定に基づき、法第四十条第一項に規定する検査を受けたこと等を確認しているところであり、当該検査を受けていない畜産物が確認された場合には、税関から動物検疫所に連絡し、同検疫所において当該検査を実施している。このため、現時点では、御指摘のように「過去三十日以内に家畜に接したり、農場や牧場への立入りをしたかどうかの確認をする」とことや「申告書に家畜との接触や農場への立入りを確認する質問を加え」、「動植物検疫を受けるように勧奨するような措置をとること」は考えていない。

三について

現在、我が国に入国する者に対しては、御指摘の「航空会社」、「船舶会社」等の「協力を仰ぎ」、空港等において、口蹄疫を含む家畜の伝染性疾患に関する啓発資料を配布するなど」の対応を行っているところであり、引き続きこれらの取組を進めてまいりたい。

令和七年三月十七日提出
質問 第一一三三号
トルコ国籍者への査証免除措置に関する再質問
主 意 書

提出者 松原 仁

トルコ国籍者への査証免除措置に関する再質問
主 意 書

私が提出した質問で、過去二十年間のトルコ共和国国籍の難民認定申請者数の、各月別の合計をそれぞれ可能な限り明らかにされたいと求めたのに対して、答弁書(内閣衆質二一七第七九号)で政府が、「お尋ねのような形で統計をとっておらず、お答えすることは困難である。」としたことは、誠に遺憾である。広く普及している表計算ソフト等を利用すれば、各月別の合計は容易に算出できるのでないかとの批判も寄せられている。本件は、国民の知る権利に應える社会の公器である新聞社の取材を基に、多くの国民が関心を寄せる社会問題について、質問したものである。もしも、集計に時間がかかるならば、国会法第七十五条第二項の規定にのっとり、期限を明示して答弁を延期すべきであったと考える。

以下、今回、集計の負担を軽減するために期間を短縮して、再度質問する。

一 過去三年間のトルコ共和国国籍の難民認定申請者数の、各月別の合計をそれぞれ可能な限り明らかにされたい。

二 一に関連して、明らかにできない場合、各月別の統計をまとめることのできない合理的理由をお示しされたい。

三 一に関連して、明らかにできない場合、年間よりも短い最小単位の期間別の合計をそれぞれ可能な限り明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第一一三三号

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出トルコ国籍者への査証免除措置に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員松原仁君提出トルコ国籍者への査証免除措置に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

令和四年から令和六年までにおけるトルコ共和国の難民認定申請(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十一条の二第一項の難民の認定の申請をいう)をした者の「各月別の合計」の人数については、一月の合計が五百四十七人、二月の合計が五百八十七人、三月の合計が六百五十三人、四月の合計が三百五十九人、五月の合計が二百七十四人、六月の合計が二百五十五人、七月の合計が二百三十三人、八月の合計が二百一十一人、九月の合計が百八十五人、十月の合計が二百三人、十一月の合計が二百三十六人、十二月の合計が三百三十一人(いずれも速報値)である。

令和七年三月十七日提出
質問 第一一四号
政府開発援助(ODA)の削減に関する質問
主 意 書

提出者 松原 仁

政府開発援助(ODA)の削減に関する質問
主 意 書

キア・スターマー英国首相は、本年二月二十五日、英国下院議会における演説で、防衛費を令和九年に国内総生産(GDP)比二・六パーセント(情報機関の予算含む)に増額するとともに、財源を確保するため、対外援助支出を令和九年までに国民総所得(GNI)比〇・三パーセントに削減すると発表した。英国は、平成二十五年から令和二年まで、毎年GNI比〇・七パーセントを対外援助のため支出しており、同時期と比べると約五十七パーセント減となる。これについて、最大野党である保守党のケミ・バイデノック党首は、防衛

費増額及び対外援助支出削減の双方について、賛意を表明した。

また、マルコ・ルビオ米国防務長官は、本年三月十日、米国国際開発庁(USAID)の事業の八十三パーセントを打ち切ったと発表した。

一 我が国の政府開発援助(ODA)は、様々な問題が指摘されてきた。特に、世界に占める我が国の経済規模が減少する中、ODAの支出規模を見直し、国内向けの歳出に回すことは一定の合理性を持つと考えるが政府の認識如何。

二 中華人民共和国及びロシア連邦と親密な関係にある国々、特に安全保障における同盟関係を持つ国々へのODAの支出は、我が国及び世界にとつて望ましい国際環境を創出するとの目的から逸脱しているのではないかと考える。政府は、こうした国々に向けたODAの在り方を見直し、支出を大幅に削減すべきと考えるが、見解如何。

右質問する。

内閣衆質二一七第一一四号

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出政府開発援助(ODA)の削減に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出政府開発援助(ODA)の削減に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「ODAの支出規模を見直し、国内向けの歳出に回すことは一定の合理性を持つ」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府開発援助(以下「ODA」という。)の予算に関する政府の方針については、例えば、令和七年二月十二日の参議院本会議にお

いて、石破内閣総理大臣が「ODAは開発途上国の経済社会開発を主たる目的とする支援の枠組み・・・であり、・・・外交上の重要な手段であります。ODAにつきましては、新たな時代における国際協力の仕組みを不断に検討しながら、様々な形でODAを拡充し、我が国の開発協力の実施基盤の強化のため、必要な努力を行ってまいります。」と答弁しているのとおりである。

二について

お尋ねについては、「開発協力大綱」(令和五年六月九日閣議決定)の「開発協力の適正性確保のための実施原則」において、開発協力の適正性確保のための各原則を「常に踏まえた上で、相手国の開発需要及び経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断の上、開発協力を実施する」とあるとおり、政府としては、諸般の状況を総合的に判断の上、ODAを実施することを基本的考え方としており、ODAの具体的な実施に当たっては、この考え方に基つき、個別具体的に判断することとなる。

令和七年三月十七日提出

質問 第一一五号

畜産動物のアニマルウェルフェアに関する質問主意書

提出者 松原 仁

畜産動物のアニマルウェルフェアに関する質問主意書

人間以外の動物にも意識や感覚が存在し、その生態や欲求を可能な限り妨げないという、いわゆる「アニマルウェルフェア」の考え方が世界の国々に広まっている。我が国においても、アニマルウェルフェアを理解し、政府や民間団体による運動や取組が行われてきた。

一方で、動物保護に関する国際団体である世界動物保護協会(WAP)が二〇二〇年に発表した

「動物保護指数」において、日本は総合「E」評価、特に畜産動物(産業動物)における評価では、飼養管理に関する法規制の弱さを指摘され、最低ランクの「G」と格付けされている。同指数が絶対的な指標として公認されるかは議論の余地もあるが、一定の基準で調査が行われたことを鑑みれば、その評価を謙虚に受け止め、具体的な指摘を現状改善の一助とすることは有意義と考える。

アニマルウェルフェアの五つの自由「飢え・渇きからの自由」「不快からの自由」「痛み・負傷・病気からの自由」「恐怖や抑圧からの自由」「本来の行動がとれる自由」を念頭に、以下質問する。

一 二〇二〇年にWAPにより発表された「動物保護指数」について政府の認識如何。

二 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五五号)について、政府で「畜産動物」若しくは「産業動物」又はそれに類する条項の新設を検討したことはあるか。また、今後検討する予定があるか。

三 畜産動物(産業動物)の屠畜や殺処分に際して、事前に意識喪失させることで動物の苦痛を緩和することができると考える。事前の意識喪失による動物の苦痛を緩和することの義務化を徹底することに関して政府の見解如何。

四 肉養鶏、採卵鶏の飼育について、過密な飼育密度でのケージ飼育の問題が指摘されている。飼育密度の緩和及び平飼いや放牧への転換を促進するための政府の取組の現状又は検討状況を明らかにされたい。

五 豚に関して、EUでは二〇一三年よりいわゆる拘束飼育(ストール飼育)を禁止しているが、我が国では現在も「妊娠ストール」「分娩ストール」を利用した飼育が行われている。拘束飼育について、政府の取組の現状又は検討状況を明らかにされたい。

六 牛に関して、いわゆる「繋ぎ飼い」は衛生面や運動の不自由により健康への悪影響が指摘されている。改善に向けた政府の取組の現状又は検討状況を明らかにされたい。

討状況を明らかにされたい。

七 畜産動物(産業動物)に関するアニマルウェルフェアの向上には、畜産農家や流通業者の理解及び認識の向上は不可欠である一方、設備投資や飼育方法の抜本的な変更を伴うため、畜産農家の自発性に任せていてはコスト面でのハードルの高さから対応が進められない現実もあると考える。日本での取組が遅れているとの指摘に関して政府の見解如何。

内閣衆質二一七第一一五号

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出畜産動物のアニマルウェルフェアに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出畜産動物のアニマルウェルフェアに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「動物保護指数」については、その詳細を把握していないため、お尋ねの「認識」について一概にお答えすることは困難であるが、動物福祉に関する国際的な民間団体である「世界動物保護協会(WAP)」が各国の動物福祉に係る法律等を評価したものであり、我が国については、産業動物の動物福祉に関して低い評価がなされたものと承知している。

二について

御指摘の「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五五号)」について、政府で「畜産動物」若しくは「産業動物」又はそれに類する条項の新設を検討したこと」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八

年法律第五五号)における「畜産動物」や「産業動物」に係る規定の新設についてのお尋ねであれば、政府としてはその新設を検討したことはなく、また、現時点において検討する予定もない。

三について

動物の愛護及び管理に関する法律第四十条第一項において、「動物を殺さなければならない場合」には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない」とこととされているとともに、同条第二項において、「環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる」とこととされている。この「方法」として、動物の殺処分方法に関する指針(平成七年総理府告示第四十号)において、「殺処分動物の殺処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること」と規定している。政府としては、この規定に従った対応がとられるよう、各都道府県等に対して通知を発出するなどしてきているところであり、引き続き、必要な取組を行ってまいりたい。

四から六までについて

国際獣疫事務局の「陸生動物衛生規約」における動物福祉に関する勧告等の国内外の情勢を踏まえて令和五年七月二十六日に農林水産省が発表した「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」(令和五年七月二十六日付け五畜産第六十二号農林水産省畜産局長通知。以下「局長通知」という。)において、御指摘の「ケージ飼育」、「平飼い」、「放牧」、「ストール飼育」及び「繋ぎ飼い」といった個々の飼養管理の実態に応じて、「家畜の飼養

者がアニマルウェルフェアの原則である「五つの自由」を理解し行う家畜の「日々の観察や記録、丁寧な取扱い、良質な飼料や水の給与等の適正な飼養管理」を図ることとしており、具体的には、これに必要な環境の整備については、「家畜が快適に休息することができ、姿勢を正常に調整することができるなど、快適で安全なものとし、家畜本来の生態や習性に従った自然な行動がとれる機会を設けるようにすること」、「高い密度で飼養することは、損傷の発生を増やし、摂食、飲水、運動、休息等の行動に悪影響を与える可能性があることに留意すること」、「畜舎」については、「家畜が休息するための十分なスペースが確保され、立ち上がる等の正常な行動をとれる構造であること」等と示しているところ、農林水産省としては、このような局長通知の内容について必要な周知を図っているところである。

七について

御指摘の「畜産動物(産業動物)に関するアニマルウェルフェアの向上」に向けて、政府としては、国内外の情勢を踏まえて令和五年に局長通知を発出し、「アニマルウェルフェアの定義と五つの自由」、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理における一般原則」等についての周知を図るとともに、これに必要なとなる施設の整備に取り組む農家に対する支援を行っており、引き続き、これらの取組を行ってまいりたい。

令和七年三月十八日提出
質問 第一一六号

日本のコンテンツがディープフェイク技術によって悪用されている問題に関する質問主意書

提出者 八幡 愛

日本のコンテンツがディープフェイク技術によって悪用されている問題に関する質問主意書

日本のアニメ、マンガ、ゲーム、映画などのコンテンツ産業は、国内外で広く支持され、政府も「クールジャパン戦略」のもとでこれらの分野を日本の基幹産業の一つとして育成・推進している。しかし、近年の人工知能(AI)技術の発展により、いわゆるディープフェイク技術を用いたコンテンツの改変・偽造が急増し、日本のコンテンツが不正利用される事例が多発している。

特に、アニメ・マンガ・ゲームのキャラクターや映像が無断で加工され、虚偽のコンテンツが制作されることで、クリエイターや権利者の意図とは無関係に不適切な形で利用されるケースが見受けられる。実際に、人気アニメのキャラクターの顔を用いた偽の広告が出回ったり、ゲームのキャラクターが成人向けコンテンツに改変されたりする事例が発生している。また、架空の映画ボスターを作成し、あたかも公式作品のように見せかけて偽の配信サービスで利用されるケースも確認されている。これらの事例が増加することで、ブランド価値の毀損や消費者の混乱を招くおそれがあると考えられる。

また、海賊版対策と同様、ディープフェイク技術の悪用を放置することは、日本のコンテンツ産業の国際競争力を低下させる要因となる可能性があると考えられる。政府が進める「クールジャパン戦略」の根幹を揺るがす問題であるにもかかわらず、現在の日本の法制度ではディープフェイク技術による不正改変を直接規制する法律が存在せず、現行の著作権法や不正競争防止法では対応が困難なケースがある。

特に、EUや米国などでは、AI技術を悪用した偽コンテンツの流通を防ぐための法整備が進められており、日本においても国際的なルール形成に積極的に関与する必要があると考えられる。さらに、ディープフェイク技術を用いたコンテ

ンツが、いわゆる認知戦の手段として利用される可能性についても深刻に考慮する必要がある。特定のキャラクターや作品を使って、政治的・社会的なプロパガンダを拡散したり、歴史や文化を歪曲する目的で偽情報を流布する手法が、既に海外では確認されている。日本のコンテンツがこのような形で悪用されるリスクに対し、政府がどのような対応をとるかが問われると考えられる。このような状況を踏まえ、政府に対し以下の事項について質問する。

一 現行法において、ディープフェイク技術を用いたアニメ・マンガ・ゲーム・映画等のコンテンツの不正改変および拡散を直接的に禁止する規定が存在しないと考えるが、その認識で相違ないか。

二 ディープフェイク技術を用いたコンテンツの不正改変が、現行の著作権法や不正競争防止法では十分に規制できないケースがあると考えられるが、その認識で相違ないか。

三 海外では、ディープフェイク技術を用いた偽造コンテンツの規制が進められている。日本においても同様の立法措置を講じる必要があると考えるが、政府の見解を問う。

四 ディープフェイク技術を悪用したコンテンツの流通を防ぐため、インターネットプラットフォームやSNS事業者に対し、削除対応を義務付ける法整備が現行法では十分に整備されていないと考えるが、政府の見解を問う。

五 ディープフェイク技術を悪用したコンテンツが、日本のクリエイターや企業のブランド価値を毀損し、創作活動の継続に悪影響を及ぼす可能性がある。現行の法制度ではこうした被害を十分に救済する仕組みが存在しないと考える。政府は、①クリエイターが自身の作品やキャラクターが不正利用された際に迅速に対応できる相談窓口の設置、②ディープフェイクによる経済的損失の補償策、③海外市場におけるブランド保護の強化など、ディープフェイク技術によ

る被害に対する包括的な支援策を講じる必要があると認識しているか。

六 現行の名譽毀損罪および侮辱罪の適用範囲において、ディープフェイク技術を悪用したコンテンツ改変に対する明示的な規定が存在しないため、これらの刑罰を適用することができないと考えるが、その認識で相違ないか。

七 日本のコンテンツが著作権者の許諾なく海外で無断翻訳・改変される事例が増えているが、これにより著作権者の権利侵害のみならず、作品の意図が歪曲されるリスクも指摘されている。

1 このような被害が発生した場合、日本政府は、①著作権者が迅速に対応できる相談窓口の設置、②海外プラットフォームとの協力による削除手続の簡素化、③国際的な著作権保護のための外交的措置などを検討する必要があると考えるが、政府の見解を問う。

2 既存の法制度の枠内で対応可能な具体的な手続があれば明示されたい。

八 ディープフェイク技術を用いたコンテンツが、政治的プロパガンダや社会分断を目的とした認知戦に利用されるリスクが指摘されていることについて

1 日本のアニメ・マンガ・ゲームのキャラクターを使用し、外国勢力が特定の政治的メッセージを拡散する可能性について、政府の見解を問う。

2 現在の国内法において、①意図的な偽情報の拡散に対する規制、②国家安全保障上の脅威としての対応策、③SNS・プラットフォーム事業者との連携による監視体制の整備といった措置が可能か否か、具体的な見解を問う。

九 ディープフェイク技術を利用し、日本の歴史や文化を歪曲するコンテンツが作成・拡散されるリスクについて

1 日本政府はどのように認識しているか。

2 日本の戦争史や国際関係に関する偽造コンテンツが、SNSや動画配信プラットフォームで流通することで、日本の国際的評価に影響を与える可能性について、政府の見解を問う。

3 前記1および2に対し、①外交的な抗議・訂正要請の手続、②国内外のプラットフォームに対する削除依頼の制度、③国際機関と協力した偽情報対策の枠組みの強化など、具体的な対応策を検討する必要があると考えるが、政府の見解を問う。

内閣衆質二一七第一一六号
令和七年三月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出日本のコンテンツがディープフェイク技術によって悪用されている問題に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員八幡愛君提出日本のコンテンツがディープフェイク技術によって悪用されている問題に関する質問に対する答弁書一及び二について

お尋ねの「ディープフェイク技術を用いたアニメ・マンガ・ゲーム・映画等のコンテンツの不正改変および拡散を直接的に禁止する規定」、「ディープフェイク技術を用いたコンテンツの不正改変」及び「著作権法や不正競争防止法では十分に規制できない」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、御指摘の「AI技術を用いたアニメ、漫画、ゲーム、映画などの利用については、事案に応じ、関係法令による規制の対象となり得る。」

三について

お尋ねの「ディープフェイク技術を用いた偽造コンテンツの規制」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、御指摘の「AI技術」の利用拡大に伴うリスクに対する立法措置については、政府として、「中間とりまとめ」（令和七年二月四日AI戦略会議・AI制度研究会作成）において示されたとおり、「法令とガイドライン等のソフトウェアを適切に組み合わせ、基本的には、事業者の自主性を尊重し、法令による規制は事業者の自主的な努力による対応が期待できないものに限定して対応していくべき」と考えている。

四について

お尋ねの「ディープフェイク技術を悪用したコンテンツ」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、大規模なSNS等を提供する事業者（以下単に「事業者」という。）に対し、特定電気通信（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）による改正後の特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第三十七号。以下「情報流通プラットフォーム対処法」という。）第二条第一号に規定する特定電気通信をいう。以下同じ。）による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、侵害情報送信防止措置（同条第八号に規定する侵害情報送信防止措置をいう。以下同じ。）を講ずるよう事業者に申出があったときは、情報流通プラットフォーム対処法により、当該侵害情報送信防止措置を講じたか否かの結果を一定の期間内に申出者に通知すること等が義務付けられ、事業者がこれに違反していると認められるときは、総務大臣

による勧告及び命令の対象となる。

五について

御指摘の「ディープフェイク技術を悪用したコンテンツ」及びお尋ねの「ディープフェイク技術による被害」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、知的財産の保護に関する施策としては、我が国の知的財産の権利者等から模倣品・海賊版に関する相談を受け付ける相談窓口を特許庁及び文化庁に設置し、相談対応等の取組を進めているところである。模倣品・海賊版による経済的な損失については、損害賠償請求等によって当事者間で解決されるべき事柄であると考えている。

六について

御指摘の「ディープフェイク技術を悪用したコンテンツ改変」の具体的に意味するところが明らかではなく、また、犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づき個々に判断されるべき事柄であることから、お答えすることは困難である。

七について

御指摘の「作品の意図が歪曲されるリスク」並びにお尋ねの「このような被害が発生した場合」、「著作権者が迅速に対応できる相談窓口」、「海外プラットフォームとの協力による削除手続の簡素化」及び「国際的な著作権保護のための外交的措置」の意味するところが必ずしも明らかではないが、著作権を含む知的財産の保護に関する施策としては、例えば、インターネットにおける海賊版による著作権侵害の対策に関する相談窓口を文化庁に設けているところであり、また、四について述べたとおり、事業者に対し、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、侵害情報送信防止措置を講ずるよう事業者に申出があったときは、情報流通プラットフォーム

対処法により、当該侵害情報送信防止措置を講じたか否かの結果を一定の期間内に申出者に通知すること等が義務付けられ、事業者がこれに違反していると認められるときは、総務大臣による勧告及び命令の対象となる。さらに、ほぼ全ての在外公館において知的財産担当官を任命し、海外における日本企業等からの相談に応じ、相手国政府への働きかけを始めとする支援を行っているところである。

八について

御指摘の「ディープフェイク技術を用いたコンテンツ」及び「政治的プロパガンダや社会分断を目的とした認知戦」の具体的に意味するところが明らかではないため、これを前提としたお尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、政府としては、我が国に対する信頼を損なうような行為への対応の重要性が高まっていると認識しており、「国家安全保障戦略」（令和四年十二月十六日閣議決定）を踏まえ、関係省庁が連携し、情報の収集及び分析並びに対外発信に係る能力の強化等に取り組んでいる。

九について

御指摘の「ディープフェイク技術を利用し、日本の歴史や文化を歪曲するコンテンツ」及び「日本の戦争史や国際関係に関する偽造コンテンツ」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、政府としては、国際社会において、日本の歴史や文化に関する我が国の立場及び考え方についての正確な理解の浸透に資する取組を進めてきたところであり、引き続き、御指摘の「抗議・訂正要請」、「削除依頼」及び「偽情報対策の枠組みの強化」を含む対応を必要に応じて検討しつつ、このような取組を積極的かつ戦略的に推進していく考えである。

令和七年三月十八日提出
質問 第一一七号

外免切替制度の懸念と国際免許の制度的抜け
穴に関する質問主意書

提出者 吉川 里奈

外免切替制度の懸念と国際免許の制度的抜け
穴に関する質問主意書

一九四九年に採択された道路交通に関する条約
(以下、「ジュネーブ条約」という。)は、締約国に
おいて国際運転免許証を所持する者の運転を認め
ている。日本の運転免許証保持者は、この制度に
基づき国際運転免許証を取得し、条約締約国で運
転することが可能である。

しかし近年、ジュネーブ条約に加盟していない
国の免許保持者が日本で運転免許証を取得し、国
際運転免許証を申請するケースが増加している。
こうした取得者は、日本の運転免許証を基にジュ
ネーブ条約加盟国百一カ国で運転することが可能
となる。

この背景には、外国で取得した運転免許証を日
本の運転免許証に切り替える制度(以下、「外免切
替」という。)がある。二〇二三年の外国籍の者に
よる外免切替件数は五万六千二百二十二件(前年比二
十八%増)、外国人に対する国際運転免許証の交
付件数は二万四千四百十六件(前年比三十三%増)
と、いずれも増加している。

こうした状況の中、外免切替を目的とした観光
ツアーが登場し、日本の運転免許試験場には長蛇
の列ができるなど、現場の混乱が報じられている。
以上のような状況から、日本の運転免許証が
ジュネーブ条約未締結国の免許保持者にとって
「抜け穴」として悪用されている懸念が強まってい
ると考える。

国際道路交通事故データベースによれば、日本
の道路交通事故死亡率は十万人当たり二・六人
と、世界的にも低水準である。これは、日本の免

許取得者の大半が、教習所での徹底教育と厳格な
試験を経て免許を取得しており、これが交通事故
死亡率の低さに寄与していると考えられる。

こうした背景から、日本の運転免許制度は厳格
な基準を持つものとして国際的に信頼を得てお
り、ドイツやフランスなどでは、日本の免許を現
地免許に切り替えやすい制度も設けられている。

しかし、外免切替では、日本人が受ける教育プ
ロセスが省略されている。知識試験は十問の〇×
式問題のみで、七問以上正解すれば合格となる。

日本人向けの百問試験とは大きく異なり、内容も
基礎的なものに限られる。技能試験もS字走行、
クランク、千二百メートル走行、一時停止及び交
差点通行のみで、公道での試験は実施されない。
知識試験と合わせて一日で完了する仕組みとな
っている。

こうした基準の違いが影響しているのか、外国
人ドライバーの交通事故率は全国平均の一・八倍
に達している。本年二月二日の朝日新聞による
と、公益財団法人交通事故総合分析センターの調
査では、短期滞在の訪日外国人によるレンタカー
事故が増加しており、二〇二三年には全国で五十
七件発生した。また、その約八割が沖縄県と北海
道に集中し、いわゆる右直事故や出会い頭事故が
目立つという。原因として、日本語表記の理解不
足や通行ルールの違い、日本の交通文化への不慣
れが挙げられている。このような状況が、外国人
ドライバーによる事故増加の一因となっており、
この問題が放置されれば、日本の運転免許制度の
信頼性にも影響を及ぼしかねないと考ええる。

以上を踏まえ、質問する。

一 外免切替について

1 直近の年度における外国籍の者による外免
切替の申請件数及び国籍別の件数を、それぞ
れ可能な限り示されたい。

2 外国人に対する国際運転免許証の交付件数
及び国籍別の件数を、それぞれ可能な限り示

されたい。

3 1及び2について、十年前と比較し、どの
程度増加したのか増加率を明らかにされた
い。

二 私が過去に提出した質問に対する答弁書(内
閣衆質二一六第二八号)において、政府は、外
免切替について、「当該国又は地域の運転免許
制度等が我が国と同等の水準にあると認められ
る国又は地域以外の運転免許を有する者につい
ては、原則として、自動車等の運転について、
質問による必要な知識の確認及び実技をさせる
ことによる技能の確認を行っている」と答弁し
た。他方、本年二月四日の衆議院予算委員会に
おいて、坂井学国家公安委員長は、外免切替の
学科試験について「私が見ても簡易な、安易な
もの」と答弁し、同年三月三日の同委員会では、
外免切替について課題があることを認め、
今後、海外の外免切替に類似した制度の調査結
果を踏まえ、制度と運用の両面から検討を進め
ることを明らかにした。

1 政府が認識している外免切替の課題は何
か。

2 今後、外免切替をどのような観点から見直
すのか。

三 外国人ドライバーの事故が特定地域に集中
し、地域住民の不安を招いている現状について
1 政府はどのように認識しているのか。

2 単なる啓発活動ではなく、事故の発生を抑
制するための具体的な規制措置や制度改正が
必要と考えるが、検討しているか。

四 前述のとおり、現状の制度では、日本発行の
国際運転免許証を所持する外国人による交通事
故や違反の増加が懸念される。日本の国際運転
免許証の信頼が損なわれるだけでなく、各国が
受入条件を厳格化する可能性も否定できないと
考える。政府は、このような日本の運転免許制
度の運用が日本発行の国際運転免許証の受入条

件や国際的な信頼に与える影響についてどのよ
うに認識し、対応の必要性についてどのように
検討しているのか、具体的に示されたい。

五 日本はジュネーブ条約締結国として、国際免
許の適正な運用を担保する責任を負う立場にあ
ると考えるが、政府の認識を示されたい。
右質問する。

内閣衆質二一七第一一七号
令和七年三月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉川里奈君提出外免切替制度の懸念
と国際免許の制度的抜け穴に関する質問に対
し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員吉川里奈君提出外免切替制度の
懸念と国際免許の制度的抜け穴に関する質
問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「外国籍の者による外免切替の申請
件数及び国籍別の件数」については、統計的に
把握していないため、お答えすることは困難で
あるが、令和五年における御指摘の「外免切替」
の手続により我が国の運転免許証を交付した件
数(以下「令和五年外免切替件数」という。)のう
ち、外国籍等を有する者に対して交付した件数
は五万六千二百二十二件であり、平成二十五年にお
ける件数と比較した場合の増加率は約百三十五
パーセントである。

また、令和五年外免切替件数のうち、当該運
転免許証の交付を受けた者が有していた本邦の
域外にある国又は地域(以下「外国等」という。)
の運転免許の発給国別上位五箇国とその件数
をお示しすると、ベトナム社会主義共和国が一
万五千八百七件、中華人民共和国が一万二千二
百四十七件、アメリカ合衆国が四千二百五十件、

ブラジル連邦共和国が三千二百六件及び大韓民国が三千六百六十五件であり、平成二十五年における件数と比較した場合の増加率は、ベトナム社会主義共和国が約八百四十一パーセント、中華人民共和国が約九百九十三パーセント、アメリカ合衆国が約二パーセント、ブラジル連邦共和国が約百三十一パーセント及び大韓民国がマイナスイタス約二十一パーセントである。

さらに、お尋ねの「外国人に対する国際運転免許証の交付件数」のうち、その「国籍別の件数」については、統計的に把握していないため、お答えすることは困難であるが、令和五年における、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百七条の七第一項に規定する国外運転免許証を外国籍等を有する者に対して交付した件数は二万四千四百六十六件であり、平成二十五年における件数と比較した場合の増加率は約九十七パーセントである。

二について
御指摘の「外免切替」に係る制度については、自動車等の運転に関する外国等の運転免許を有する者が、その受けようとする運転免許に係る自動車等を運転することに支障がないことの確認内容に関し、必要となる知識に関する質問等に係る改善すべき点があると認識しているほか、様々な意見があることを承知しており、政府としては、各方面から寄せられている意見や諸外国における制度も踏まえつつ、道路交通の安全確保の観点から、制度及び運用の両面について検討を進めているところである。

三について
御指摘の「外国人ドライバーの事故が特定地域に集中し」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、外国籍等を有する者である運転者（以下「外国人運転者」という。）による交通事故の発生状況の地域的な偏りにつ

いては、外国人運転者が第一当事者であった交通事故の発生件数や、交通事故の発生件数の総数のうち外国人運転者が第一当事者であったものが占める割合のほか、人口動態や都道府県又は市区町村等の地域区分等様々な観点から判断すべき事柄であることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、我が国の運転免許証の交付を受けている外国籍等を有する者及び訪日外国人の増加に伴い、外国人運転者が第一当事者であった交通事故の発生件数は増加傾向にある。その上で、外国人運転者が我が国で安全に自動車等を運転するために、日本本交通ルールや交通事情等を外国人運転者に周知することが重要であると認識していることから、警察においては、日本の交通ルールについて多言語で記載したリーフレットの作成及び配布を行うなどして外国人運転者への周知を強化しているほか、例えば、一時停止の規制標識について英語表記を併記し、外国人運転者にも分かりやすい道路標識の整備を推進するなどしている。また、二についてでお答えしたとおり、政府としては、道路交通の安全確保の観点から、御指摘の「外免切替」に係る制度及び運用の両面について検討を進めているところである。

四及び五について
お尋ねの「日本の運転免許制度の運用が日本発の国際運転免許証の受入条件や国際的な信頼に与える影響」及び「ジュネーブ条約締約国として、国際免許の適正な運用を担保する責任を負う立場にある」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、我が国の運転免許制度は、道路交通に関する条約（昭和三十九年条約第十七号）に整合的であると考えており、引き続き適正な運用に努めてまいりたい。

令和七年三月十八日提出
質問 第一一八号

中国大使等による地方自治体への不当な圧力に関する質問主意書

提出者 松原 仁

中国大使等による地方自治体への不当な圧力に関する質問主意書

中国新聞デジタル版の報道によれば、中華人民共和国（中国）の呉江浩駐日本国特命全權大使は、本年三月十三日、前月に台湾を訪問し頼清徳中華民国總統と面会した山口県の村岡副知事に対し、「台湾問題については言動を慎むべきだ」などと政治的圧力をかける書簡を電子メールで送付したとされる。さらに、中国の楊慶東駐福岡総領事は、翌十四日、山口県の村岡知事と面会した際、呉大使の書簡と同様の趣旨の発言をし、圧力をかけたとされる。呉大使は、本職が、脅迫発言を繰り返す中国大使の追放に関する質問主意書（第二百十三回国会質問第九十七号）で指摘したように、日本が「台湾独立」及び「中国分裂」に加担すれば「民衆が火の中に連れ込まれることになる」との日本国民に向けた脅迫発言を、一度ならず複数回にわたり公の場で行っている。政府は、前記質問に対する答弁書（内閣衆質二二三第九十七号）において、「御指摘の呉江浩駐日中国大使の発言は、駐日大使の発言として極めて不適切であると考えており、中国政府に対し厳重な抗議を行った」と答弁した。

本件についてお尋ねする。

一 呉大使及び楊総領事が村岡知事に不当な政治的圧力をかけたことは、言語道断の行為であると考え、政府の見解如何。

二 政府は、極めて不適切な言動を繰り返す呉大使をベルソナ・ノン・グラータとして通告し、我が国より追放すべきと考え、見解如何。右質問する。

内閣衆質二一七第一一八号
令和七年三月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出中国大使等による地方自治体への不当な圧力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員松原仁君提出中国大使等による地方自治体への不当な圧力に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「不当な政治的圧力」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。いずれにせよ、台湾との関係に関する我が国の基本的立場は、昭和四十七年の日中共同声明第三項を踏まえ、非政府間の実務関係として維持するというものである。

二について

お尋ねについては、これまで先の答弁書（令和六年五月三十一日内閣衆質二二三第九十七号）で述べた対応等を行ってきたが、我が国政府の今後の対応について、現時点で予断をもってお答えすることは差し控えたい。

令和七年度一般会計予算

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よって国会法第八十三条により回付する。

令和七年三月三十一日

参議院議長 関口 昌一
衆議院議長 額賀福志郎殿

甲号 歳入歳出予算
歳 出

(本院送付案に対する参議院の修正に係る)
(部分を掲ぐ。小字及び――は参議院修正)

所 管 省	組	織	項	金 額(千円)	
財 務 省	財 務 本 省	局	財務本省共通施設推進費	122,880,096	
			財政健全化推進費	263,419	
			税制企画立案費	920,196	
			資産債務管理費	150,147	
			国務員宿舍施設費	86,294	
			国定国有財産整備諸費	28,217,876,364	
			特定国有財産整備諸費	7,177,116	
			特定国有財産整備諸費	9,220,157	
			貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	114,392	
			関税制度等企画立案費	17,433,482	
			経済協力費	1,078,048	
			政策金融費	85,418,065	
			国家公務員共済組合連合会等助成費	60,060,095	
			復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入	85,092,980	
			予備費	220,687	
財 務 省	財 務 本 省	局	計	739,482,688	
			財務局共通施設費	750,000,000	
			財務局業務費	29,347,474,226	
			計	29,357,991,538	
			税関共通施設費	43,976,549	
			税関施設費	156,949	
			税関業務費	13,575,596	
			計	57,709,094	
			税関共通施設費	79,168,009	
			税関施設費	591,359	
税 関 省	税 関 本 省	船 舶 税 務 局	税関施設費	21,042,572	
			税関業務費	628,511	
			計	101,430,451	
			国税庁施設費	565,470,181	
国 税 庁	国 税 本 庁	施設費	計	2,836,173	

厚生労働省	財 務 省	税 務 業 務 費 国 税 不 服 審 判 所 独立行政法人酒類総合研究所 運営費 計	所 管 合 計	
厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省 共通費	61,938,944	
		厚生労働省 施設費	4,751,534	
		医療提供体制確保対策費	963,156	
		医療従事者等確保対策費		
		医療従事者資質向上対策費	635,959,988	
		医療情報化等推進費		
		医療安全確保推進費	30,142,573,759	
		国立研究開発法人国立がん研 究センター運営費	30,153,091,071	
		国立研究開発法人国立がん研 究センター施設整備費		
		国立研究開発法人国立循環器 病研究センター運営費	284,181	
		国立研究開発法人国立精神・ 神経医療研究センター運営費	4,470,507	
		国立研究開発法人国立成育医 療研究センター運営費	4,147,693	
		国立研究開発法人国立成育医 療研究センター運営費	4,489,245	
		国立研究開発法人国立長寿医 療研究センター運営費	1,207,688	
		国立研究開発法人国立長寿医 療研究センター運営費	3,116,432	
		国立健康危機管理研究機構運 営費	156,664,244	
		特定疾患等対策費	17,364,660	
		ハシケン病資料館施設費	156,004,635	
		移植医療推進費	168,566	
		原爆被爆者等援護対策費	3,693,402	
		医薬品承認審査等推進費	109,456,207	
		医薬品安全対策等推進費	1,206,968	
		医薬品適正使用推進費	1,114,567	
		血液製剤対策費	99,787	
			651,443	

医療技術実用化等推進費	3,868,413	
医療提供体制基盤整備費	96,066,354	
独立行政法人医薬品医療機器 総合機構運営費	2,509,510	
医療保険給付諸費	10,537,948,100	
健康保険事業借入金諸費年金 特別会計へ繰入	10,527,430,788	
医療費適正化推進費	22,957,359	
地域保健対策費	2,862,226	
保健衛生施設整備費	2,851,347	
健康増進対策費	3,969,023	
健康危機管理推進費	34,728,890	
食品等安全確保対策費	841,126	
麻薬・覚醒剤等対策費	797,050	
化学物質安全対策費	659,761	
生活衛生対策費	291,992	
労働条件確保・改善対策費	4,172,795	
中小企業最低賃金引上げ支援 対策費	250,240	
特定石綿被害建設業務労働者 等給付金等支給諸費	1,451,182	
労働者災害補償保険保険給付 費労働保険特別会計へ繰入	234,927	
職務上年金給付費年金特別会 計へ繰入	5,684	
93		
独立行政法人労働政策研究・ 研修機構運営費	314,442	
男女均等雇用対策費	108,908	
高齢者等雇用安定・促進費	8,813,617	
失業等給付費等労働保険特別 会計へ繰入	21,261,746	
育児休業給付費等子ども・子 育て支援特別会計へ繰入	110,761,417	
就職支援法事業費労働保険特 別会計へ繰入	6,072,131	
職業能力開発強化費	5,286,513	
若年者等職業能力開発支援費	56,112	
障害者等職業能力開発支援費	4,028,369	
独立行政法人高齢・障害・求 職者雇用支援機構運営費	863,159	

	生活保護等対策費 自殺対策諸費 遺族及留守家族等援護費 戦没者慰霊事業費 中国残留邦人等支援事業費 恩給進達等実施費 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費 特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入 社会福祉施設整備費 独立行政法人福祉医療機構運営費 障害保健福祉費 公的年金制度等運営諸費 基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入 私的年金制度整備運営費 高齢者日常生活支援等推進費 介護保険制度運営推進費 業務取扱費年金特別会計へ繰入 国際機関活動推進費 厚生労働調査研究等推進費 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営費 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所施設整備費	2,923,349,420 4,027,219 16,425,602 4,458,091 4,150,505 1,092,537 150,739 1,155,809 2,266,478 5,487,757 3,427,867 2,219,356,041 439,173,134 13,173,352,277 4,656,729 184,609,271 3,479,389,582 110,666,546 15,150,165 261,797 59,949,068 3,799,507 400,713
検疫所	検疫所共通施設費 検疫業務等実施費 輸入食品検査業務実施費 計 国立ハンセン病療養所共通費 国立ハンセン病療養所施設費	34,132,297,534 34,121,780,222 10,533,818 115,260 2,911,995 1,874,784 15,435,857 18,029,164 2,834,750

厚生労働省	厚生労働本省試験研究機関	国立ハシセノ病療養所運営費 計	10,047,430 30,911,344 4,206,952	
		厚生労働本省試験研究所共通費	20,253	
		厚生労働本省試験研究所施設費	10,052	
		血清等製造及検定費	1,685,628	
		厚生労働本省試験研究所試験研究費	5,922,885	
	国立障害者リハビリテーションセンター	計	5,633,465	
		国立障害者リハビリテーションセンター共通費	22,458	
		国立障害者リハビリテーションセンター施設費	1,817,128	
		国立障害者リハビリテーションセンター運営費	7,473,051	
		計	14,328,240	
	地方厚生局	地方厚生局共通費	50,132	
		地方厚生局施設費	1,341,503	
		保険医療機関等指導監督等実施費	1,276,655	
		医師等国家試験実施費	618,830	
		麻薬・覚醒剤等対策費	68,213	
	都道府県労働局	計	17,683,573	
		都道府県労働局共通費	89,719,469	
		都道府県労働局施設費	167,288	
		労働条件確保・改善対策費	744,569	
		男女均等雇用対策費	255,619	
	中央労働委員会	個別労働紛争対策費	66,603	
		職業紹介事業等実施費	40,143	
		高齢者等雇用安定・促進費	3,201,414	
		若年者等職業能力開発支援費	974,177	
		計	95,169,282	
	厚生労働省管合計	中央労働委員会共通費	1,251,428	
		労使関係等安定形成促進費	277,641	
		計	1,529,069	
	厚生労働省管合計		34,306,422,595 34,295,905,283	